閲 覧 用

気 仙 沼 市 過 疎 地 域
持続的発展計画（素案）

（令和8年度～令和 12 年度）

令和7年9月時点
宮城県気仙沼市

目　　次

1　基本的な事項…… 1
(1)　市の概要…… 1
①　自然的，歴史的，社会的，経済的諸条件の概要…… 1
ア　自然的条件…… 1
イ　歴史的条件…… 1
ウ　社会的条件…… 1
エ　経済的条件…… 2
②　過疎の状況…… 2
ア　人口の動向…… 2
イ　これまでの対策…… 2
ウ　課題…… 3
エ　今後の見通し…… 3
③　社会的経済的発展の方向の概要…… 3
ア　産業構造の変化…… 3
イ　地域の経済的な立地条件…… 3
(2)　人口及び産業の推移と動向…… 4
①　人口の推移及び今後の見通し…… 4
②　産業構造及び各産業の現況及び今後の動向…… 7
(3)　行財政の状況…… 8
①　行財政の現況と動向…… 8
ア　行政…… 8
イ　財政…… 8
②　施設整備水準等と動向…… 8
(4)　持続的発展の基本方針…… 10
①　本計画の将来像（総合計画の将来像）…… 10
②　本計画の基本方針（総合計画の基本目標）…… 10
(5)　持続的発展のための基本目標…… 11
(6)　計画達成状況の評価に関する事項…… 11
(7)　計画期間…… 11
(8)　公共施設等総合整備計画との整合…… 11
①　公共施設等の管理に関する基本的考え方…… 11
②　過疎地域持続的発展計画における考え方との整合性…… 11

2　移住・定住・地域間交流の促進，人材育成…… 12
(1)　現況と問題点…… 12
①　移住定住…… 12
②　地域間交流…… 12
③　人材育成…… 12
(2)　その対策…… 12
①　移住定住の推進…… 12
②　地域間交流の推進…… 13
③　人材育成の推進…… 13
(3)　計画…… 15

3　産業の振興…… 16
(1)　現況と問題点…… 16
①　水産業…… 16
②　農林業…… 16
③　製造業・情報通信産業・企業誘致…… 17
④　商業…… 18
⑤　地域経済循環…… 18
⑥　観光業…… 18

(2)　その対策…… 19
①　水産業の振興…… 19
②　農林業の振興…… 19
③　製造業・情報通信産業の振興・企業誘致の促進…… 20
④　商業の振興…… 21
⑤　地域経済循環の強化（ローカルファースト）…… 21
⑥　観光業の振興…… 21
(3)　計画…… 23
(4)　産業振興促進事項…… 25
①　産業振興促進区域及び振興すべき業種…… 25
②　当該業種の振興を促進するために行う事業の内容…… 25
(5)　公共施設等総合管理計画等との整合…… 25

4　地域における情報化…… 27
(1)　現況と問題点…… 27
(2)　その対策…… 27
(3)　計画…… 28
(4)　公共施設等総合管理計画等との整合…… 28

5　交通施設の整備，交通手段の確保…… 29
(1)　現況と問題点…… 29
①　市道・国道・県道及び農林道…… 29
②　公共交通機関…… 29
(2)　その対策…… 29
①　市道・国道・県道及び農林道の整備…… 29
②　公共交通機関の充実…… 30
(3)　計画…… 31
(4)　公共施設等総合管理計画等との整合…… 31

6　生活環境の整備…… 32
(1)　現況と問題点…… 32
①　消防・防災…… 32
②　上下水道及び浄化槽…… 32
③　ごみ処理及び最終処分場等…… 32
④　斎場及び公営墓地…… 33
⑤　都市基盤・公園・緑地…… 33
⑥　その他…… 33
(2)　その対策…… 33
①　消防・防災体制の整備…… 33
②　上下水道及び浄化槽の整備…… 34
③　ごみ処理及び最終処分場等の整備…… 35
④　斎場及び公営墓地の整備…… 35
⑤　都市基盤・公園・緑地の整備…… 35
⑥　その他…… 35
(3)　計画…… 36
(4)　公共施設等総合管理計画等との整合…… 37

7　子育て環境の確保，高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進…… 39
(1)　現況と問題点…… 39
①　子育て環境…… 39
②　高齢者・障害者福祉…… 39
③　地域福祉…… 40
④　保健・健康づくり…… 40

(2)　その対策…… 40
①　子育て環境の充実…… 40
②　高齢者・障害者福祉等の充実…… 41
③　地域福祉の充実…… 41
④　保健・健康づくりの推進…… 41
(3)　計画…… 43
(4)　公共施設等総合管理計画等との整合…… 44

8　医療の確保…… 46
(1)　現況と問題点…… 46
(2)　その対策…… 46
(3)　計画…… 47
(4)　公共施設等総合管理計画等との整合…… 47

9　教育の振興…… 48
(1)　現況と問題点…… 48
①　教育環境…… 48
②　社会教育…… 48
(2)　その対策…… 49
①　教育環境の充実…… 49
②　社会教育の推進…… 49
(3)　計画…… 50
(4)　公共施設等総合管理計画等との整合…… 51

10　集落の整備…… 53
(1)　現況と問題点…… 53
(2)　その対策…… 53
(3)　計画…… 54

11　地域文化の振興等…… 55
(1)　現況と問題点…… 55
①　文化芸術…… 55
②　地域文化…… 55
③　文化財…… 55
(2)　その対策…… 55
①　文化芸術の振興…… 55
②　地域文化の振興…… 56
③　文化財の保護・継承…… 56
(3)　計画…… 57
(4)　公共施設等総合管理計画等との整合…… 57

12　再生可能エネルギーの利用の推進…… 58
(1)　現況と問題点…… 58
(2)　その対策…… 58
(3)　計画…… 59

13　その他地域の持続的発展に関し必要な事項…… 60
(1)　現況と問題点…… 60
(2)　その対策…… 60
(3)　計画…… 61

（別表）過疎地域持続的発展特別事業一覧…… 62

1　基本的な事項

(1)　市の概要

①　自然的，歴史的，社会的，経済的諸条件の概要

ア　自然的条件

本市は，宮城県の北東端に位置し，東は太平洋に面し，南は南三陸町，西は登米市，岩手県一関市，北は岩手県陸前高田市に隣接，東西約 24 km，南北約 29 km，332.44 ㎢の市域を有している。地勢は，北上山系の支脈に囲まれ，そこから流れ出る大川や津谷川などが西から東に向かって流れ，太平洋に注いでいる。太平洋に面する沿岸域は，半島や複雑な入り江など，屈曲に富んだリアス海岸を形成し，気仙沼湾は，湾口に大島を抱き，四季静穏な天然の良港となっている。このリアス海岸特有の美しい景観により，三陸復興国立公園及び県立自然公園の指定を受けている。

イ　歴史的条件

本市は明治，大正，昭和にかけての市制・町制施行や合併を経て，平成 18 年３月 31 日に旧気仙沼市と旧唐桑町が合併して気仙沼市となり，さらに平成 21 年９月１日に旧本吉町を編入した。

ウ　社会的条件

本市では三陸沿岸の都市を結ぶ国道 45 号及び三陸沿岸道路が市域を縦断しており，国道 284 号と国道 346 号が内陸部への幹線道路である。全般的に自動車による移動への依存度が高い。

地域間の移動や交流を支えている鉄道及びＢＲＴ（バス高速輸送システム）については，一ノ関駅から気仙沼駅を経由して盛駅に至るＪＲ大船渡線，前谷地駅と気仙沼駅を結ぶＪＲ気仙沼線の２路線あり，そのうち，ＪＲ大船渡線の気仙沼駅・盛駅間とＪＲ気仙沼線の前谷地駅・気仙沼駅間がＢＲＴにより運行している。

地域内の路線バスは気仙沼市立病院を中心に各地域間のルートで運行し，三陸沿岸道路を利用した本市・仙台間の高速バスも運行されている。

エ　経済的条件

本市の経済は，恵まれた自然環境を活かし，水産業と観光業が基幹産業となっている。加えて，ＩＣＴ※1やバイオ，カーボンニュートラル※2など高度成長分野の産業集積，高専，大学などの誘致，国の研究機関の移転など，将来的に日本を牽引する新産業の創出が必要と捉え，基幹産業である水産業を強みとしながら，水産業から食品産業への領域の拡大や他分野での産業振興，新産業誘致，起業支援など幅広い産業創出に取り組んでいる。

②　過疎の状況

ア　人口の動向

本市の人口は，昭和 55 年の 92,246 人をピークに減少に転じ，以降は一貫して減少を続け，令和２年の国勢調査では 61,147 人まで減少している。

人口減少の理由は，昭和 44 年以降，昭和 53 年を除きすべての年で社会減（人口流出）となっており，平成に入ってからは年間 300～1,000 人の転出超過となっている。とりわけ，大学や専門学校等の高等教育機関が少ないことや高校卒業後の就職等により，18 歳の層は一貫して転出超過を示している。

これらに加え，出生数の減少・死亡数の増加により平成 13 年に自然減に転じて以降，減少幅は拡大してきており，特に，昭和 40～50 年代に 1,200 人を超えていた出生数は，近年 200 人前後まで減少している。

年齢３区分別の人口の推移を見ると，都市の活力の源である生産年齢人口は出生数低下による年少人口の減少と相まって減少の一途をたどり，令和２年には人口ピーク時（昭和 55 年）の 51%，31,637 人となっている。

イ　これまでの対策

平成 26 年４月の改正過疎地域自立促進特別措置法の施行により，本市全域が過疎地域として指定されたことから，道路や生活環境施設，集会施設，教育施設の整備のほか，子ども医療費の助成やコミュニティ組織の育成･活動支援など，ハード･ソフト両面から過疎対策事業を進めてきた。

令和３年９月には，同年４月に過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されたことを受け，令和７年度末までを計画期間とする「気仙沼市過疎地域持続的発展計画」を策定し，同法の趣旨である「持続可能な地域社会の形成」及び「地域資源等を活用した地域活力の更なる向上」に向け，各種施策を展開してきた。

ウ　課題

本市では，人口減少・少子高齢化の進行が著しく，福祉や防災，産業，暮らし全般にわたる影響が深刻化している。特に，地域社会の担い手不足や地域活力の低下が顕著であり，住民が将来にわたり安全に安心して暮らせる持続可能な地域社会の形成に向けた社会インフラやサービス，コミュニティの維持・再構築が喫緊の課題である。また，新しい産業の創出や既存産業の更なる発展と生産性の向上を図る必要があり，そのためのデジタル技術の活用を含めた人材や安定した財源確保も大きな課題となっている。

エ　今後の見通し

これまで気仙沼市過疎地域持続的発展計画に基づき推進してきた各種施策を継続するとともに，「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」をはじめ，「宮城県過疎地域持続的発展方針」,「第２次気仙沼市総合計画（以下,「総合計画」という。)」，その他各種個別計画との連携による効果的な施策の展開を引き続き進める。

③　社会的経済的発展の方向の概要

ア　産業構造の変化

産業別就業人口は，昭和 55 年には第三次産業が最も多く，第一次産業と第二次産業がほぼ同数であったが，令和２年には多い順から第三次産業，第二次産業，第一次産業となっている。

イ　地域の経済的な立地条件

本市は宮城県の北東端に位置し，東は太平洋に面し，湾内は大島を抱いて風波をさえぎり，天然の良港を形成している。また，北部及び西部は北上山地を背後に岩手県と接する丘陵地帯があり，豊かな自然は市域全体に及んでいる。三陸沖の寒流暖流の影響を受けて，沖合に漁場が形成されているほか，気候は寒冷地としては比較的温暖であり，一定量の降雨もあることから，農作物の生産にも適している。市中心部には水産関連業が集積し，本市の経済の中枢を担っている。

交通網のうち幹線道路は沿岸を縦走する国道 45 号及び三陸沿岸道路と内陸部へ連絡する国道 284 号と 346 号がある。鉄道及びＢＲＴはＪＲ大船渡線とＪＲ気仙沼線により都市間や地域間の輸送を担っている。

(2) 人口及び産業の推移と動向

① 人口の推移及び今後の見通し

本市の国勢調査における人口は令和２年で 61,147 人，世帯数は 24,520 世帯となっている。

人口の推移を見ると昭和 35 年 84,110 人から昭和 55 年の 92,246 人まで増加し，その後，減少に転じている。その増加率を５年間で比較すると，人口が最も増加したのが昭和 40 年から昭和 45 年まで（3.2%），続いて昭和 45 年から昭和 50 年まで（2.7%）であり，最も減少したのは平成 22 年から平成 27 年まで（▲11.6%），続いて平成 27 年から令和２年まで（▲5.9%）となっており，近年，減少傾向が強まっている。人口の最大値である昭和55年を基準とすると令和２年までに31,099人,33.7%減少し，気仙沼市の人口はこの 40 年で３分の１ほど減少したことになる。

年代別人口の推移では,65 歳以上の高齢者人口が昭和 55 年の国勢調査では,8,466 人であったものが，令和２年には 23,437 人と約 2.8 倍に増加しており，構成比で 38.3%となっている。0～14 歳の年少人口では，昭和 55 年の国勢調査では 22,059 人であったものが，令和２年の国勢調査では，5,427 人と４分の１ほどに減少し，構成比では 8.9%となっている。さらに，昭和 35 年以降の年少人口（0 歳～14 歳）とその 15 年後の若年者人口（15 歳～29 歳）を比較すると，年少人口に比べて若年者人口が総じて減っており，昭和 55 年の若年者は昭和 40 年の年少人口と比べて 6,374 人（26.0%）減少しているが，令和２年（平成 17 年比）では 4,167 人（39.9%）の減であり減少幅が拡大している。近年においては，年少人口と 15 年後の若年者人口における減少率が４割前後であることから，本市から転出する若年層の割合が高く推移している実態が窺える。

国立社会保障･人口問題研究所発表の「日本の地域別将来推計人口（令和５年推計）」によれば，本市の人口減少は年間 1,000 人のペースで進み，令和 27（2045）年には，高齢化率（65 歳以上の人口割合）が 50%を超えるとされている。また，令和 32（2050）年には，総人口が 31,848 人，生産年齢人口は 13,555 人（全体の約 43%）と推計されており，特に生産年齢人口は，令和７（2025）年から半減を超える減少幅となっている。

表１－１ 人口の推移（国勢調査）

区　　分	昭和35年	昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 84,110	人 85,152	% 101.2%	人 87,914	% 103.2%	人 90,304	% 102.7%	人 92,246	% 102.2%
0歳～14歳	26,888	24,486	91.1%	23,282	95.1%	23,152	99.4%	22,059	95.3%
15歳～64歳	52,087	55,118	105.8%	58,340	105.8%	59,835	102.6%	61,699	103.1%
うち15歳～29歳(a)	22,334	21,519	96.4%	21,270	98.8%	19,736	92.8%	18,112	91.8%
65歳以上(b)	5,135	5,548	108.0%	6,292	113.4%	7,317	116.3%	8,466	115.7%
不詳	0	0	—	0	—	0	—	22	—
(a)/総数 若年者比率	26.6%	25.3%	—	24.2%	—	21.9%	—	19.6%	—
(b)/総数 高齢者比率	6.1%	6.5%	—	7.2%	—	8.1%	—	9.2%	—

区　　分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 91,468	% 99.2%	人 88,152	% 96.4%	人 84,848	% 96.3%	人 82,394	% 97.1%	人 78,011	% 94.7%
0歳～14歳	19,770	89.6%	16,421	83.1%	13,897	84.6%	11,999	86.3%	10,440	87.0%
15歳～64歳	61,818	100.2%	59,583	96.4%	55,952	93.9%	51,940	92.8%	46,563	89.6%
うち15歳～29歳(a)	16,607	91.7%	15,020	90.4%	13,266	88.3%	11,800	88.9%	9,381	79.5%
65歳以上(b)	9,839	116.2%	11,978	121.7%	14,999	125.2%	18,430	122.9%	20,931	113.6%
不詳	41	—	170	—	0	—	25	—	77	—
(a)/総数 若年者比率	18.2%	—	17.0%	—	15.6%	—	14.3%	—	12.0%	—
(b)/総数 高齢者比率	10.8%	—	13.6%	—	17.7%	—	22.4%	—	26.8%	—

区　　分	平成22年		平成27年		令和２年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 73,489	% 94.2%	人 64,988	% 88.4%	人 61,147	% 94.1%
0歳～14歳	8,746	83.8%	6,579	75.2%	5,427	82.5%
15歳～64歳	42,004	90.2%	35,264	84.0%	31,637	89.7%
うち15歳～29歳(a)	7,827	83.4%	6,686	85.4%	6,273	93.8%
65歳以上(b)	22,600	108.0%	22,709	100.5%	23,437	103.2%
不詳	139	—	436	—	646	—
(a)/総数 若年者比率	10.7%	—	10.3%	—	10.3%	—
(b)/総数 高齢者比率	30.8%	—	34.9%	—	38.3%	—

表１－２　人口の推移

（単位：人・％）

	0～14歳 (a)	15年		15～29歳 (b)		減少数 (a-b)	減少率 ((a-b)/a)
昭和35年	26,888		昭和50年	19,736		7,152	26.6%
昭和40年	24,486		昭和55年	18,112		6,374	26.0%
昭和45年	23,282		昭和60年	16,607		6,675	28.7%
昭和50年	23,152		平成2年	15,020		8,132	35.1%
昭和55年	22,059		平成7年	13,266		8,793	39.9%
昭和60年	19,770		平成12年	11,800		7,970	40.3%
平成2年	16,421		平成17年	9,381		7,040	42.9%
平成7年	13,897		平成22年	7,827		6,070	43.7%
平成12年	11,999		平成27年	6,686		5,313	44.3%
平成17年	10,440		令和２年	6,273		4,167	39.9%
平成22年	8,746						
平成27年	6,579						
令和２年	5,427						

表２　世帯数の推移（国勢調査）

区分	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和２年
世帯数（世帯）	23,744	24,179	24,455	24,891	25,644	25,509	25,457	24,152	24,520
増減率（％）	―	101.8	101.1	101.8	103.0	99.5	99.8	94.9	101.5

② 産業構造及び各産業の現況及び今後の動向

昭和 35 年以降の就業人口比率をみると，第一次産業は大きく減少し，第三次産業が増加している。令和２年国勢調査によると就業人口構成は，第一次産業が 6.8%，第二次産業が 25.3%，第三次産業が 67.9%である。

経済活動別市内総生産の構成については，就業人口と同様の構成になっており，令和４年宮城県市町村民経済計算によれば，第三次産業が 69.3%，次に第二次産業が 21.7%，第一次産業では 9.1%の割合となっている。

就業人口全体の減少傾向は今後も続くとともに，産業別の構成割合は第三次産業の増加が予想される。

表３　産業別人口の動向（国勢調査）

区　　分	昭和35年	昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総　　数	40,448人	41,040人	101.5%	45,021人	109.7%	43,595人	96.8%	44,696人	102.5%
第一次産業就業人口比率	52.2%	46.2%	－	41.3%	－	33.4%	－	26.6%	－
第二次産業就業人口比率	17.6%	18.5%	－	19.6%	－	23.4%	－	25.8%	－
第三次産業就業人口比率	30.2%	35.2%	－	38.9%	－	43.0%	－	47.6%	－

区　　分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総　　数	37,835人	84.6%	44,422人	117.4%	43,182人	97.2%	40,174人	93.0%	39,531人	98.4%
第一次産業就業人口比率	24.5%	－	21.6%	－	17.8%	－	13.5%	－	11.4%	－
第二次産業就業人口比率	24.7%	－	28.7%	－	29.6%	－	30.6%	－	25.5%	－
第三次産業就業人口比率	50.7%	－	49.6%	－	52.6%	－	55.9%	－	54.6%	－

区　　分	平成22年		平成27年		令和2年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総　　数	32,519人	82.3%	29,098人	89.5%	28,763人	98.8%
第一次産業就業人口比率	9.6%	－	7.1%	－	6.8%	－
第二次産業就業人口比率	25.8%	－	26.2%	－	25.3%	－
第三次産業就業人口比率	61.7%	－	64.7%	－	67.9%	－

(3)　行財政の状況

①　行財政の現況と動向

ア　行政

本市においては，限られた経営資源の下，多様化・複雑化，そして変化する地域課題や行政課題，市民ニーズに対応するため，組織機構や職員数の適正化を図るとともに，市民や地域との協働，行政事務のデジタル化等を推進し，より一層効率的で持続可能な運営が求められている。

イ　財政

本市の主たる一般財源である普通交付税や市税は，人口減少等に伴い相当の減額が見込まれ，実質収支の赤字と，それを補う財政調整基金の枯渇が危惧されており，財政規模の大幅な縮小が避けられない状況にある。

また，歳入の増加が期待できない一方，歳出は，扶助費や他会計への繰出金等の増加が見込まれることから，不断に事務事業を見直し，歳出総額を抑制する必要がある。

表４　市町村財政の状況

単位：千円

区　　分	平成12年度	平成17年度	平成22年度	平成27年度	令和２年度	令和６年度
歳入総額 A	28,782,855	27,746,120	29,885,783	215,772,632	112,336,828	51,460,167
一般財源	21,520,150	18,614,054	18,687,289	41,147,322	31,138,709	20,673,889
国庫支出金	1,632,601	1,863,130	2,728,767	36,519,138	21,072,470	7,449,243
都道府県支出金	1,455,829	1,414,289	1,456,458	4,774,953	2,134,647	1,907,016
地方債	1,462,300	2,561,300	3,644,726	4,957,940	3,484,780	2,399,021
うち過疎対策事業債	0	0	0	955,700	1,253,800	1,370,800
その他	2,711,975	3,293,347	3,368,543	128,373,279	54,506,222	19,030,998
歳出総額 B	28,121,201	27,311,051	28,088,688	147,712,514	89,603,322	48,933,434
義務的経費	12,252,929	12,952,490	13,128,246	13,396,161	14,322,475	15,524,680
投資的経費	3,920,572	3,076,573	3,387,209	85,103,725	38,600,329	3,583,553
うち 普通建設事業	3,906,146	3,046,810	3,374,653	78,043,094	28,346,740	3,583,065
その他	11,947,700	11,281,988	11,573,233	49,212,628	36,680,518	29,825,201
（歳出総額のうち過疎対策事業費）	0	0	0	9,503,114	6,148,268	5,834,091
歳入歳出差引額 C (A-B)	661,654	435,069	1,797,095	68,060,118	22,733,506	2,526,733
翌年度へ繰越すべき財源 D	139,435	12,803	317,097	53,615,897	19,184,738	393,050
実質収支 C-D	522,219	422,266	1,479,998	14,444,221	3,548,768	2,133,683
財政力指数	－	－	0.42	0.40	0.46	0.45
公債費負担比率	－	－	15.1	4.2	5.2	8.2
実質公債費比率	－	－	15.6	12.5	9.2	8.1
起債制限比率	－	－	10.0	7.4	2.3	4.9
経常収支比率	－	－	91.8	93.9	101.6	102.2
将来負担比率	－	－	116.7	8.7	－	－
地方債現在高	－	－	30,614,974	33,553,526	40,145,892	29,247,640

②　施設整備水準等と動向

本市の主要公共施設については，東日本大震災の復旧・復興事業を含め，各種計画に基づき，計画的に整備を進めてきた。

市道については，令和６年度末現在，全 3,188 路線，実延長 1,191km で，改良済延長 517.2km（改良率 43.4%），舗装済延長 638.8km（舗装率 53.6%）となっており，市道整備計画等に基づく一層の整備が求められており，市農道，林道の整備を含めて，安全な交通の確保，産業の振興・利便性の向上及び観光振興の面からも，効率的な交

通ネットワークの整備が必要である。

生活環境施設については，順次整備が進められているが，近年の生活様式の多様化や定住を促進する快適な環境づくりの観点から上下水道等の整備や更新が必要である。

教育施設については，幼稚園，小・中学校が地域全体で整備されているが，少子化の進行に伴い，市立小中学校再編整備計画（令和７年 12 月までに策定予定）に基づく学校の適正配置に向けた取組を進めている。

保育所及び認定こども園については，出生数は減少しているものの低年齢児の保育ニーズは年々増加しており，保育環境の整備と子育て支援のさらなる充実が求められている。一方で，少子化の進行は予測できることから，民間事業者との共存を考慮した施設配置の適正化，集約化が必要である。

公的医療機関については，病院・診療所があり，市立病院については，救急を含めた標準的急性期医療を堅持し，併設されたヘリポートの活用により他医療機関との連携や災害拠点病院としての機能を果たすことが求められている。

その他，公民館や集会所については整備を進めてきたが，一部で狭隘・老朽化が課題となっている。また，文化・スポーツ施設については，老朽対策とともに施設の充実が求められている。

表５　主要公共施設等の整備状況

区　　分	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末	平成22年度末	令和２年度末	令和６年度末
市道						
改良率（%）	28.5	28.3	35.4	37.8	41.0	43.4
舗装率（%）	23.7	35.6	44.8	49.9	52.2	53.6
農道						
延長（m）	16,879	24,887	54,117	68,508	69,695	69,695
耕地１ha当たり農道延長（m）	4.3	7.0	19.4	30.9	21.7	22.6
林道						
延長（m）	119,828	138,578	145,652	144,585	144,585	144,585
林野１ha当たり林道延長（m）	4.9	5.7	6.1	—	6.1	6.1
水道普及率（%）	91.6	95.6	96.8	99.3	99.4	99.4
水洗化率（%）	—	—	29.0	52.6	53.5	64.0
人口千人当たり病院、診療所の病床数（床）	5.9	6.1	6.8	6.7	6.2	6.1

※市道改良率（%），舗装率（%）の昭和55年度末の数値については，旧気仙沼市及び旧唐桑町の合算値
※林野１ha当たり林道延長（m）の平成22年度末の数値については，東日本大震災に起因した山林火災により一部焼失したため不詳

(4)　持続的発展の基本方針

「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」及び「宮城県過疎地域持続的発展方針」に加え，本市の最上位計画である「総合計画」と整合を図るとともに，本市の人口や産業，行財政の現況や今後の動向を踏まえた内容とする。

①　本計画の将来像（総合計画の将来像）

本計画の将来像は，総合計画に掲げる将来像とする。

【将　来　像】
「世界とつながる　豊かなローカル」
誰もが挑戦できるまち
子どもの笑顔を育めるまち
健康で心豊かに安らげるまち
人と人とがつながるまち

②　本計画の基本方針（総合計画の基本目標）

将来像を実現するためには，多様な人材や住民参加の仕組み，まちの持続可能性を確保した上で，効果的かつ効率的に施策を推進する必要があることから，２つの「仕組みづくり」の目標と８分野の「まちづくり」の目標を掲げ，各施策を総合的かつ体系的に展開する。

なお，これら全ての施策を実現することによって，結果として，本市の最重要課題である「人口減少の緩和」を図っていく。

Ⅰ　将来像を実現するための『仕組みづくり』の目標
1　対話・共創・協働　市民が主役のまちづくりを推進します。
2　地域経営　地域の資産・資源を活かした持続可能なまちづくりを推進します。

Ⅱ　将来像を実現するための『まちづくり』の目標
1　産業　地域の魅力を磨き，全国・全世界とつながり，挑戦し続ける産業のまち
2　結婚・子育て　結婚・出産・子育ての希望を叶えるまち
3　教育　人間力・挑戦する心・地域愛を育むまち
4　自然・環境・食　豊かな自然や食文化を大切にし，誇りに思い，語ることができるまち
5　保健・医療　一人一人が生きがいを持ち，健康で暮らせるまち
6　福祉・地域コミュニティ　自分らしさを生かしながら，思いやり，支え合えるまち
7　防災　高い防災力を維持する災害に強いまち
8　暮らし　安全で安心できる住み続けたいまち

(5)　持続的発展のための基本目標

持続的発展の基本方針に基づき，達成すべき計画全般に関わる基本目標は，次のとおりとする。

指標	現状 令和７年	目標 令和 12 年
人口（人）	55,588	51,842

※令和7年の数値は令和7年4月末時点の住民基本台帳人口

(6)　計画達成状況の評価に関する事項

総合計画の進行管理と併せ，本計画の達成状況等を評価し，その結果を改善につなげる。

(7)　計画期間

計画期間は，令和８年４月１日から令和 13 年３月 31 日までの５年間とする。

(8)　公共施設総合整備計画との整合

①　公共施設等の管理に関する基本的考え方

「気仙沼市公共施設等総合管理計画」では，今後の公共施設等を取り巻く様々な状況と時代の変化に対応し，市民の財産である公共施設等を有効に活用・管理していくため，公共施設等の管理に関して「個別計画の策定」,「施設の長寿命化」,「時代に即した更新や新施設の整備」,「施設の適正化」,「歳入の確保・歳出の削減」の５つを基本方針として定めている。

さらに，施設類型ごとの管理に関する基本方針を定め，計画的保全と健全な管理運営を行うこととしている。

②　過疎地域持続的発展計画における考え方との整合性

本計画においても，気仙沼市公共施設等総合管理計画における基本的な考え方に基づき,公共施設(建物)及びインフラ施設の維持管理等について整合を図りながら，過疎地域対策事業を適切に推進する。

※1 ＩＣＴ　Information and Communication Technology の略で,「情報通信技術」と訳され，ＩＴ(Information Technology)とほぼ同義の意味を持つが，コンピューター関連の技術をＩＴ，コンピューター技術の活用に着目する場合をＩＣＴと，区別して用いる場合もある。

※2 カーボンニュートラル　生産や活動に伴い，環境中に排出される二酸化炭素の量と，森林等に吸収される二酸化炭素の量が同じ量である状態のこと。

2　移住・定住・地域間交流の促進，人材育成

(1)　現況と問題点

①　移住・定住

本市における人口の社会動態（転入数と転出数の差）は，転出数が転入数を上回っており，人口減少の要因となっている。本市から県内他自治体への転出先としては，仙台市が突出して多く，県外への転出先としては，隣接する岩手県や東京都などの首都圏が多くなっている。

理由として，本市には，看護専門学校及び調理専門学校はあるものの，大学等の高等教育機関がないことや，大都市・中核都市と比べて若者が希望する職種が少ないこと，賃金水準が低いことなどが推察される。

このような状況から，新しい生活様式の推進により，テレワークの拡大や二地域居住（副業・兼業）スタイルが全国的に高まっていることから，ＵＩＪターン※1の移住人口とともに，関係人口※2の一部を移住予備軍に位置付け，本市に関わってくれる人口を増やす必要がある。

②　地域間交流

震災後，市外の自治体や大学，企業，ＮＰＯ，ボランティア団体など多くの方々が訪れ，様々な支援をいただいたことに加え，ふるさと納税の寄付者が増加している。これらの方々との結びつきを大切にするため「気仙沼ファンクラブ」を創設し，市内店舗における各種サービスや気仙沼の旬な情報等を会員に提供している。

また，友好都市等との間で相互交流や交流事業などによる地域間交流も積極的に行っている。

③　人材育成

自治会や振興会，まちづくり組織，ＮＰＯ等においては，各種活動への参加者の固定化や，役員の担い手となる人材が不足している状況にあり，多様な世代・セクターにおけるまちづくりやコミュニティの担い手育成が求められている。

(2)　その対策

①　移住・定住の推進

・気仙沼の魅力を伝えるＳＮＳ等の幅広いメディアや首都圏などを中心とする情報発信拠点を活用したシティプロモーションを広く内外に行い，起業や企業誘致，移住定住の推進を図る。

・住まい確保の対策として，空き家バンク等を通して空き家等の有効活用を図るとともに，市営住宅等の戦略的な活用を検討する。

・気仙沼市移住・定住支援センター「ＭＩＮＡＴＯ」を，移住・定住に関する総合相談窓口として，多様なライフスタイルに応じた個別支援を行う。

・ＭＩＮＡＴＯのウェブサイトや移住フェア等のイベントを通じて，「しごと」「住まい」「暮らし」に関する情報を積極的に発信し，移住希望者が気仙沼の情報に触れる機会を増やす。
・首都圏において，オンラインを含めた交流イベントを開催し，気仙沼ファン及び移住予備軍として関係人口の拡大を図る。
・移住者が地域の一員として溶け込めるように，地域住民との交流機会の創出に努める。
・全国的に副業・兼業人材やテレワーカーによる二地域居住が注目を集めていることを踏まえ，移住や長期滞在を希望する方が気仙沼で働くことの良さを実感できる環境づくりを進める。
・気仙沼市内の企業への就業を考える移住者を支援するため，市内の仕事を体験する「ふるさとワーキングホリデー」を実施するとともに，住まいや暮らし，文化を滞在型で体験できる「お試し移住」の事業推進を図り，気仙沼に住みたい人の移住・定住につなげる。
・移住したい人のハードルを低くするため，お試し移住的利用として市営住宅の空き室を活用するなど，短中期の滞在型の受入れを図る。
・民間のシェアハウスやゲストハウスが若者に人気であり，定住促進につながるよう移住希望者のステップとして利用促進を図る。

②　地域間交流の推進

・歴史・文化・教育・経済分野における地域間の交流や連携を強化し，相互の特徴を生かした活力ある地域づくりを推進する。
・宿泊施設等へのポスター掲示や市内外でのイベントにおけるチラシの配布，ふるさと納税寄附者へのチラシ送付による周知及び会員特典の提供などにより，気仙沼ファンクラブ会員の増加に努める。
・気仙沼ファンクラブ会員には，「ファンクラブ通信」を通して，観光，物産，イベント，気仙沼クルーカード等に関する情報を発信し，気仙沼とのつながりの維持・拡大に努める。
・震災からの復旧，復興への支援を契機とした全国の自治体，大学，企業，ＮＰＯ等とのつながりを大切にし，交流に努め，大学や企業等が持つ能力やノウハウなどを活かした取組を行う。

③　人材育成の推進

・行政及び民間が行う人材育成プログラムの全体コーディネートを行うプラットフォーム[※3]体制（気仙沼まち大学運営協議会事務局を中心として）を形成し，起業家やコミュニティリーダー等の育成に係る調整活動や人材育成プログラムを展開する。

・「経営人材育成塾」など，リーダーシップや戦略的思考，経営計画に関するプログラムなどにより，経営人材の育成を図るとともに，社会課題に着目したり，地域資源を追求したり新たな市場や経済を創出する起業家（「ローカルベンチャー」）などを支援する。
・「気仙沼の高校生マイプロジェクトアワード」などを通し，将来のまちづくりの担い手の育成を図る。
・意欲のある若い世代が交流，議論する機会を設けるとともに，より実践に向けた活動をサポートし，まちづくりにおける若い担い手の育成を図る。
・10 代から 40 代の女性を対象に，前向きな行動意欲を持った人材の育成を目的とした「アクティブ・ウーマンズ・カレッジ」を開催する。
・40 代以上の経験を活かし地域で活躍する人材の育成を目的とした「アクティブコミュニティ塾」を開催し，「アクティブ・ウーマンズ・カレッジ」とともに，地域コミュニティの担い手の育成を図る。
・地域等において開催される様々な会議において，意見を汲み取り円滑に進行できる役割や調整できる存在，市民同士や行政との協働によるまちづくりを促進させる存在として，ファシリテーターの育成を図るとともに，議論の中で出てきたプロジェクトについて，市の施策に照らした上で実行を後押しし，その実現を図る。

設定する指標

指標項目	現状	目標（R12）	目標設定の考え方
移住・定住相談問合せ件数	283 件（Ｒ６）	300 件	第２次総合計画後期基本計画ではＲ８年の目標値を260件と設定。Ｒ３年以降は対前年比 10 件ずつの増加を目指す
ファンクラブ会員数	21,807 人（Ｒ６）	26,607 人	令和７年度以降は年間 800 人の増加と予測
経営人材	29 人（Ｒ２～Ｒ６）	30 人（Ｒ８～R12）	令和８年以降に若手経営者向けのプログラム（定員 10 名）を隔年実施した場合の延人数
まちづくり人材	323 人（Ｒ２～Ｒ６）	250 人（Ｒ８～R12）	各種担い手育成プログラム(ぬま大学，ぬま大学ラボ，アクティブコミュニティ塾,アクティブ・ウーマンズ・カレッジ，気仙沼の高校生マイプロジェクトアワード)卒業生の延べ人数

(3)　計画（令和８年度～12 年度）

持続的発展施策区分「１　移住・定住・地域間交流の促進，人材育成」

事業名 （施設名）	事業内容	事業 主体	備考
(4)過疎地域持続的発展特別事業			
移住・定住	移住・定住等促進事業	市	
	結婚支援事業	市	
地域間交流	国際交流等推進事業	市	
人材育成	経営人材育成事業	市	
	まちづくり人材育成事業	市	

※1 ＵＩＪターン　大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称のことで，Ｕターンは出身地に戻る形，Ｉターンは出身地以外の地方へ移住する形，Ｊターンは出身地の近くの地方都市に移住する形のこと。

※2 関係人口　移住した「定住人口」でもなく，観光に来た「交流人口」でもない，地域と多様に関わる人々を指す言葉。地方圏は，人口減少・高齢化により，地域づくりの担い手不足という課題に直面しているが，地域によっては若者を中心に，変化を生み出す人材が地域に入り始めており，「関係人口」と呼ばれる地域外の人材が地域づくりの担い手となることが期待されている。

※3 プラットフォーム　土台・基盤のことをいう。

3　産業の振興

(1)　現況と問題点

①　水産業

本市は，遠洋・沖合漁業の根拠地として全国屈指の水揚高を誇るとともに，沿岸域では養殖漁業や定置網漁業，小型漁船漁業が営まれており，水産業を基幹産業として発展してきた。

気仙沼市魚市場の水揚げ量は，昭和 53 年の 15 万９千トン，水揚げ金額は昭和 57 年の 369 億円をピークに相次ぐ減船や国際規制の強化，資源の減少，魚離れなどにより，令和６年には６万８千トン，226 億円といずれもピーク時と比較して大幅に減少している。

漁船漁業では，就業者の高齢化に加え，新たな就業者の確保が課題となっている。

沿岸漁業では，漁業従事者の高齢化が進行し，適正な漁場管理などにつなげるためにも後継者の確保が課題である。内水面漁業では，放流種苗の小型化や種苗生産のための採卵数に年毎による変動が見られ，種苗の安定生産及び放流について注視する必要がある。

水産加工品生産額は，平成５年の 679 億円をピークに減少し，令和６年には 465 億円とピーク時の約７割程度となっている。水産加工業では，震災で失った販路の回復と従業員の確保に加え，物価高騰によるコスト上昇や原材料の調達が課題となっているほか，国民の食の安全・安心への関心が高まっており，水産物の品質・衛生管理の高度化の確保に向けた流通・加工体制の整備が求められている。

②　農林業

本市は元来，分散する耕地ややませの影響等の地理的特性・自然的要因により，有利な生産条件とは言い難い状況にある。加えて，魅力ある農業経営・所得の確保が難しく，担い手の減少・高齢化や耕作放棄地の増加などの問題点が顕著化しており，これらへの対応として，農地中間管理事業を活用し，担い手への農地集積を推進している。担い手となる青年就農者の確保に向け，就農相談や農業次世代人材投資事業を実施し，一定の成果を得ていることから，今後とも取組を継続するとともに，サポート体制の強化やさらなる情報発信が必要である。

また，耕作放棄地の発生を防止するため，日本型直接支払制度を活用し，高齢化に対応できる組織づくりを推進している。一方で，安心・安全な食料への関心の高まりから，本市ならではの地元農産物の生産・供給体制の整備や地産地消を求める声への対応が一層必要となっている。

本市の農業経営の形態については，水稲・園芸・畜産による複合経営が主であり，水稲については，高齢化が進む中，後継者がいない農家が多く，農地の維持が一層厳しい状況にある。園芸は，本市の気候を生かした作物の施設整備が完了し，栽培管理技術の向上や販路確保が課題となっている。畜産のうち繁殖牛については，高齢化に

より適切な飼育管理が困難となっており，飼育農家が減少している。酪農については，経費の削減が課題となっている。

ニホンジカ，ハクビシンのほか近年では，これまで本市では確認されてこなかったイノシシの被害も報告されるなど，有害鳥獣による農作物への被害が深刻であり，その対策が急務となっている。

林業については，植栽から伐採まで長期にわたり多大な労力と経費を要することから，私有林の計画的な経営が困難となっており，加えて木材価格の長期的低迷，所有者不明森林の増加，担い手不足などにより林業生産活動が停滞している。森林経営管理法に基づき，森林資源の循環活用を促し，木材の生産だけでなく，地球温暖化防止機能など森林の持つ多面的な機能を発揮するため，林業経営の効率化及び森林の管理の適正化を一体的に促進し，適切な森林施業を行うことが必要である。

また，木質バイオマス事業の実施により，間伐材などの需要拡大が期待される状況にあるものの，市内の森林も一斉に伐期を迎えていることから，地元木材の需要拡大の取組が必要となっている。

③　製造業・情報通信産業・企業誘致

本市の製造業は，漁港機能と関連する食料品製造と輸送用機械器具製造等で製造品出荷額等の 75%を占め（2023 年経済構造実態調査），これらが中心となり発展してきた。

しかし，小規模事業所が多く，経営基盤がぜい弱であるため，付加価値の高い製品開発のための資金や技術者が不足しているほか，賃金水準が低く，若年労働者の確保が厳しい状況にあり，就業者の高齢化が問題となっている。また，漁業に関連する業種が多くを占める産業構造から，漁業を取り巻く環境の変化に大きな影響を受ける構造になっている。

また，本市の産業構造においても製造業は大きな位置を占めており，人口流出を止め，地域の再活性化を図るためにも一層の振興を図る必要がある。併せて，国際リニアコライダー（ＩＬＣ）など，大プロジェクトの誘致実現を図り，本市の将来に新たな地平を開く新産業の創出も望まれている。

情報通信産業については，雇用創出効果が高く，周辺産業との融合・連携により他産業の復興・発展にも寄与することが期待できる。このことから，テレワークオフィスなど新しい働き方の創出やＩＣＴ関連産業の起業・創業，サテライトオフィスの誘致等を図るため，学校跡施設を利用した拠点整備を進めている。

企業誘致については，雇用の場や税収確保等の面から地域経済に大きく寄与するものであり，本市も地域未来投資促進法（旧企業立地促進法）及び企業立地奨励制度の優遇措置を活用し，企業誘致に努めてきたが，平地が狭隘な地勢や，交通体系上の制約等から，大型企業の誘致やその前提となる工業団地の整備が容易でない状況にある。

そのため，大規模な企業（工場等）などの誘致活動は継続しつつ，地場産業の進化や転換への支援を積極的に行うとともに，ＩＣＴ企業やベンチャー企業等の誘致，創業・起業支援などにより就労の場を確保していく必要がある。

④　商業

地域商業については，震災による影響や大規模小売店の進出等に伴い，地域商業の重心が中心市街地から郊外に分散化する傾向にある。また，三陸沿岸道路の延伸に伴い，仙台市を中心とする広域商圏への消費の流出が懸念されているところである。

さらに，人口減少や少子高齢化の進行，消費者ニーズやライフスタイルの変化などにより，各地域に形成された既存の商店街や地域に密着して立地する中小の商店を取り巻く環境は厳しい状況にある。

本市の卸・小売業は，商店数や従業者数も多く，地域経済の大きな位置を占めていることから，震災により変化した商圏，消費者ニーズや交通体系の変化に伴う地域経済への影響を注視しつつ，商業機能の一層の振興策を展開する必要がある。

また，販売力強化，業務プロセスの改善生産性向上のためのデジタル技術の活用等が求められている。

⑤　地域経済循環[※1]

人口減少が進む地方や地域では，「人口減少が地域経済の縮小を呼び，地域経済の縮小が人口縮小を加速させる」という負のスパイラルに陥ることが懸念される。

地域経済の活性化や雇用の創出を図るためには，域内調達・消費を増やし，域内の資金循環を拡大させる必要がある。

⑥　観光業

本市は，リアス海岸の特徴ある自然景観に恵まれ，三陸復興国立公園及び県立自然公園に指定されている。また，日本有数の漁港都市として新鮮な魚介類が豊富であることなどから，国内初の「スローフード都市」を宣言し「食」を重要な観光資源に位置付けた上で，自然や地域文化を活かした観光誘客に取り組んできた。

東日本大震災により本市観光業は壊滅的な打撃を受けたものの，その後の観光施設や事業者の復旧・復興の進展に加え，三陸沿岸道路の延伸や東日本大震災遺構・伝承館のオープン，気仙沼大島大橋の開通等の効果もあり，令和元年には観光入込客数が約 250 万人（震災前の平成 22 年観光入込客数約 254 万人と比較すると 98.2%）まで回復した。

しかしながら，令和２年１月以降，新型コロナウイルスの世界的感染拡大により，市民生活や産業活動のあらゆる分野に極めて深刻な影響を及ぼし，観光業界も大打撃を受けている。

人口減少が進む中，交流人口の増加に直結する観光業の振興はこれまで以上に重要である。このことから，従来の食や自然･地域文化を活用した観光メニューに加え，水産業をはじめとした産業の現場を観光資源とする産業観光や，震災の教訓，復興の過程を伝える地域再生観光といった新たなコンテンツ創出に加え，顧客囲い込みのためのデータ分析に基づく観光戦略の策定やマーケティングの実践・高度化が必要となっている。

(2) その対策

① 水産業の振興

・将来にわたる水産資源の持続的な利用や水面の総合的な活用を支援し，漁業者の所得向上を図る。
・漁船誘致活動や魚市場の高度衛生化に取り組み，魚市場水揚量の確保に努める。
・本市の水産業や水産物の魅力を市内外に広く発信する。
・水産物流通拠点である魚市場や漁港施設等の整備を推進する。
・担い手育成や就労環境の改善を支援する。
・地域資源を活かした新産業の創出と併せ，水産業と観光の融合を推進する。
・魚食普及やスローフード都市を推進し，食を中心とした産業振興に努める。
・地先資源増殖のための栽培漁業を一層推進するとともに，漁業者等による陸上を含めた魚類養殖の実現に向けた検討を行う。
・海中林造成事業への支援と併せ，沿岸域における水産資源の生息環境改善及び保全を図るための検討を行う。
・河川の資源特性を考慮した計画的なさけ増殖事業の推進を図るとともに，遊漁対象魚種の放流事業を支援する。
・水揚主要魚種及びその水産加工品のブランド化を図るとともに，前浜物や未利用資源の活用，販路の拡大，新商品の開発を積極的に支援し，水産加工業の振興を図る。
・漁船漁業関連産業の振興に努め，漁業基地としての競争力を強化する。
・ＨＡＣＣＰ方式やトレーサビリティー[※2]を導入する事業者への支援及び水産物の放射性物質検査を実施し，流通における食品の安全・安心を確保する。

② 農林業の振興

・本市の実情に即した農業構造の確立に向け，地形や気候など地域の特性を生かした作物の産地化を図り，所得の向上と経営の安定を促進するとともに，水稲・園芸・畜産を基調とした経営を促す。
・農地集積を進め，作付の集団化や農業機械の共同利用等による集落営農を推進する。
・農業関係機関・団体と連携し，担い手となる新規就農者の育成に努める。
・市場性の高い特産作物の生産拡大と周年栽培により，安定的な良質野菜生産による所得向上と経営の安定化を図る。

・地域資源を活用した６次産業化や農商工連携の取組により，農業の高付加価値化，農業経営の多角化を推進する。
・ＩＣＴやドローン等を活用したスマート農業を推進する。
・本市の農業や農産物の魅力を市内外に広く発信する。
・農業と農業以外の産業（水産業，観光業等）の，異業種間のニーズ把握を支援し，異業種間連携を推進する。
・有害鳥獣の動向調査を行い，適正な捕獲の実施及び的確な防除の支援を図る。
・私有林については，森林整備事業の補助制度の活用や森林経営管理制度を活用し，持続的な林業経営の構築に努めるなど適正な森林事業を推進する。
・市有林については，持続的かつ安定的な木材生産機能の維持増進を図るため，効率的な森林施業を実施する。
・関係機関・団体と連携して地元木材の需要拡大を推進するとともに，物流体制に沿った森林・林業・木材関連産業の活性化を図る。
・宮城県や林業関係者等と一体となり，森林の多面的機能の持続的な発揮に向け整備，保全，保健・レクリエーション機能の拡大を図る。

③　製造業・情報通信産業の振興・企業誘致の促進

・事業の共同化・集団化による経営の合理化を支援する。
・制度融資の充実に努めるなど，円滑な資金調達を推進する。
・生産設備の自動化や省力化を推進し，労働時間の短縮，雇用条件の改善，職場環境の整備を促進することで，優秀な人材の確保を図る。
・漁業及び造船・造機等の既存関連産業の集積や既存技術を生かし，自動車部品・精密加工や，国際リニアコライダー（ＩＬＣ）を構成する加速器等の最先端分野への発展・応用を支援するとともに，勉強会・研修会の開催，人材育成，技術力・資質向上への支援に努める。
・企業のお互いの技術やノウハウを提供し合い，新製品等の開発を活発化するための異業種交流や産学連携を促進する。
・地場産品の商品開発力やデザイン開発力等の強化を支援するとともに，各種物産展や見本市の開催・参加を通じた宣伝活動を進め，販路の拡大を図る。
・新商品開発や販路開拓等を具現化する経営相談所を開設し，事業の継続と変革に挑戦する事業者を支援する。
・デジタル技術の活用により，生産性の向上や新たな企業価値を創造し，持続可能な経営を図るためのローカルＤＸ[※3]の取組に対し，国の施策と連動しながら支援する。
・地域未来投資促進法による優遇措置の活用に加え，企業立地奨励制度の充実を図るとともに，企業ニーズに則した施策の展開を図ることで，企業誘致に取り組む。加えて，市長によるトップセールスも実施する。

・学校等跡施設や空き家，空き店舗を積極的に利活用し，テレワークやソーシャルビジネスに対応したオフィス拠点などの誘致促進を図る。
・時間や場所に捉われない柔軟な働き方の実現，地元企業や地域課題の解決を推進するため，ＩＣＴに関連する企業誘致や起業・創業の促進を図る。
・ＩＣＴ関連産業が地域に根差すための人材育成を図る。

④　商業の振興

・気仙沼商工会議所，本吉唐桑商工会等関係団体との連携を強化し，地域一体となった商業環境の創出に努める。
・にぎわい創出のためのイベント・催事のほか活性化に向けた団体等の支援を行う。中小商業者の経営安定に向け，円滑な資金供給及び再建の支援に努める。
・新規出店者の掘り起こしや共同化，文化的な活用等も視野に入れ，震災後の新たなまちづくりと併せた連続性のある商店街の形成を目指すとともに，本市を訪れる観光客を呼び込むための商店街づくりを進める。
・新商品開発や販路開拓等を具現化する経営相談所を引き続き運営し，事業の継続と変革に挑戦する事業者を支援する。
・デジタル技術の活用により，生産性の向上や新たな企業価値を創造し，持続可能な経営を図るためのローカルＤＸの取組に対し，国の施策と連動しながら支援する。

⑤　地域経済循環の強化（ローカルファースト）

・ＲＥＳＡＳ等によるデータを活用して，市内経済の動向等を把握のうえ，必要な施策を検討する。
・関係団体と連携し，市内事業者の受注機会の増大や市内製造品にかかる原料等の域内調達等に取り組む。
・公共工事や物品調達等については，引き続き地元事業者への発注に努める。
・特に，公共工事の入札に当たっては，価格に加え，地域貢献度等，価格以外の要素を総合的に評価する落札方式（総合評価落札方式）の導入を進めることにより，地元建設業の振興に寄与し，地域社会全体の持続的発展を図る。

⑥　観光業の振興

・「交流人口」の拡大による人口減少の補完及び外貨獲得に貢献する観光産業を，水産業と並ぶ基幹産業として強化・発展させていく。
・官民の観光関連団体が参画し一元的に観光施策の意思決定を行う「気仙沼観光推進機構」を司令塔として，「気仙沼版ＤＭＯ※4」を推進する。具体的には，市全体を一つの会社と見立て，機構が発行主体の「気仙沼クルーカード」等を活用して得られたデータの分析に基づく戦略策定と，それに基づく付加価値の高い観光商品の開発及びマーケティング活動の充実・高度化を図ることにより，「観光で稼げる地

域経営」,「地域経済の循環拡大」及びこれらの「持続的展開」を強力に推進する。

・気仙沼湾横断橋（愛称：「かなえおおはし」）のライトアップや星空コンテンツ等を活かした「夜の観光」の充実も図りながら,宿泊型の観光誘客に取り組む。

・本市が舞台であるＮＨＫ連続テレビ小説「おかえりモネ」による効果を最大化し,「モネファン」の「気仙沼ファン」化を図ることでその恩恵を持続的なものとするため，大島亀山山頂の環境整備やアクセス手段の確立等ハード・ソフト両面での観光資源の魅力増進に取り組む。

設定する指標

指標項目	現状	目標（R12）	目標設定の考え方
気仙沼市魚市場取扱数量	67,526 トン（Ｒ６）	90,000 トン	漁港機能の強化による漁船誘致などにより,旋網漁船（サバ,イワシ等）の誘致に努め，水揚数量確保を目指す
気仙沼市魚市場取扱金額	226 億円（Ｒ６）	226 億円	水産物の高品質化やブランド化，加工ラインの向上等により現状維持を目指す
沿岸漁業生産数量	3,980 トン（Ｒ６）	6,900 トン	環境変動や水産資源の持続化を踏まえたうえで,前計画策定時（Ｒ１）の水準（6,900 トン）への回復を目指す
沿岸漁業生産金額	22 億円（Ｒ６）	35 億円	漁場環境を守り,品質の高い養殖水産物を生産し，現状の 60%増を目指す
経営耕地面積	735ha（Ｒ６）	735ha	現状の面積（735ha）の維持を目標とする
市の誘致による企業立地件数	９件（Ｒ２～Ｒ６）	５件（Ｒ８～R12）	１事業者／年
地域経済循環率	61.2%（H30）	80.0%	震災前と同水準を目指す

指標項目	現状	目標（R12）	目標設定の考え方
観光宿泊者数	26万１千人 （Ｒ６）	30万８千人	観光推進機構で実施しているマーケティングレポート協力宿泊施設をタイプ別に分類し，それぞれの客室稼働率から本市の全宿泊施設の稼働率を推計。タイプ別の全国の客室稼働率をベンチマークとして宿泊客数の指標を設定

(3)　計画（令和８年度～12年度）

持続的発展施策区分「２　産業の振興」

事業名 （施設名）	事業内容	事業 主体	備考
(1)基盤整備			
水産業	県管理漁港機能増進事業（負担金）	県，市	
	市管理漁港水産物供給基盤機能保全事業	市	
	水産環境整備事業	県，市	
農業	有害鳥獣対策事業	市	
	土地改良事業	市	
	農業競争力強化農地整備事業（ほ場整備事業）	県，市	
林業	森林整備事業	市	
	市有林造林等事業	市	
	市民の森整備事業	市	
(2)漁港施設			
	漁港施設等整備事業	市	
(4)地場産業の振興			
生産施設	園芸特産重点強化整備事業	市	
(9)観光又はレクリエーション			
	観光関連施設整備事業	市	
	亀山園地整備事業	市	
	本吉放牧場施設整備事業	市	

事業名 （施設名）	事業内容	事業 主体	備考
(10)過疎地域持続的発展特別事業			
第１次産業	内水面漁業振興対策事業	市	
	沿岸漁業振興対策事業	市	
	沿岸漁業担い手育成支援事業	市	
	漁船漁業担い手育成支援事業	市	
	漁船誘致推進事業	市	
	水産資源活用研究事業	市	
	新規就農者育成総合対策事業	市	
	中山間地域等直接支払交付金事業	市	
	多面的機能支払交付金事業	市	
	農地中間管理事業	市	
	鳥獣被害対策事業	市	
	肉用牛優良子牛保留事業	市	
	森林環境整備事業	市	
	森林病害虫防除事業	市	
	森林整備総合支援事業	市	
	市木材需要拡大事業	市	
商工業・ ６次産業化	商工関係団体育成事業	市	
	商店街振興奨励事業	市	
	事業資金融資事業	市	
	地場産品販路拡大事業	市	
	ローカルファーストの推進	市	
企業誘致	企業立地奨励事業	市	
	創造的産業復興支援事業	市	
	ＩＣＴ関連産業誘致等推進事業	市	
観光	観光誘客宣伝事業	市	
	観光まちづくり支援事業	市	
	観光誘導サイン設置事業	市	
	三陸ジオパーク推進事業	市	
その他	市民の森・徳仙丈山等環境整備事業	市	
	国際リニアコライダー誘致推進事業	市	

(4)　産業振興促進事項

①　産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
気仙沼市全域	製造業，農林水産物等販売業，旅館業，情報サービス業等	令和８年４月１日～令和 13 年３月 31 日	

②　当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記⑵及び⑶のとおり実施するものとし，実施に当たっては周辺自治体及び関係団体等との連携に努める。

(5)　公共施設等総合管理計画等との整合

「気仙沼市公共施設等総合管理計画」の類型別の基本的な方針に基づき事業を実施する。

①　産業施設

・魚市場等の水産系施設については，基幹産業である水産業の中核を担う施設であることから計画的に修繕を行い，適切な維持管理と有効活用を図る。

・本吉放牧場については，畜産・農業の振興に資する中核施設であることから，各施設の耐用年数等を考慮して大規模改修工事を実施しながら，適切な維持管理と有効活用を図る。

・穀物乾燥調製施設や野菜集出荷処理施設等の農業系施設については，被災地域農業復興総合支援事業により整備して地域の機械管理組合等に無償貸与を行っており，その貸与期間終了後は各機械管理組合等へ譲渡する。

②　レクリエーション・観光施設

・レクリエーション施設・観光施設については，明るく豊かな市民生活の向上に寄与するとともに，観光の振興発展に資する拠点施設であることから，適切な維持管理と有効活用を図る。

※1 地域経済循環　地域において「生産（売上）→分配（所得）→支出（消費）」の３面で所得が循環しており，地域外への所得の流出を防ぐとともに，地域外からの所得の流入を増加させることが重要となる。

※2 トレーサビリティー　食品の生産・流通などの情報について，消費者がいつでも入手できる仕組みのことをいう。

※3 ＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）　「ＩＴ（情報技術）の浸透により，人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させる」という概念のことをいう。

※4 ＤＭＯ　「Destination：デスティネーション(目的地)／Marketing・Management：マーケティング(顧客ニーズ調査)・マネジメント(経営・管理)／Organization：オーガナイゼーション(組織)」の略で，顧客目線と経営的視点から「観光で稼げる地域経営」を行う仕組み・組織のこと。

4　地域における情報化

(1)　現況と問題点

ＩＣＴの進展により，スマートフォンなどの高度化した情報通信端末やＳＮＳ（ソーシャル・ネットワーク・サービス）が身近になった一方，ＩＣＴを活用する人としない人の情報格差や，生成ＡＩをはじめとした ＡＩ技術の急速な進展によって，ＳＮＳ上での偽・誤情報の拡散や，サイバー犯罪の巧妙化等の新たな脅威にも直面しており，情報リテラシー（ＩＣＴ活用能力）※1の向上とともに，情報セキュリティ対策※2が必要である。

さらに，災害時における防災情報の伝達体制を強化するため，防災行政無線の改修を進めるとともに防災ラジオ，市公式ＳＮＳ等の情報伝達体制の充実，有効活用が求められている。

(2)　その対策

・地域や事業者と連携し，情報リテラシーや情報セキュリティの向上を図る。
・地域事業者による新分野への進出や生産性向上のためのデジタル化などを積極的に支援する。
・国が展開する施策に呼応してマイナンバーカードの普及と活用場面の拡大に取り組み，行政手続の徹底したオンライン化・電子処理化を推進する。
・デジタル化による利便性の向上について，各メディアを通じて積極的に情報発信するとともに，ＩＣＴに不得手な方々を対象とする講座や相談会などを開催する。
・ＡＩを活用し，各行政事務・サービスの質の維持・向上を図る。
・災害時における防災行政無線や防災ラジオ等，情報伝達体制の充実を図り，各媒体の周知に努めるとともに，有効活用がなされるよう検討を進める。

設定する指標

指標項目	現状（Ｒ６）	目標（R12）	目標設定の考え方
「デジタル社会の実現に向けた重点計画※3」において地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべきとした手続きのうち，オンライン申請可能手続数	30/46 手続	46/46 手続	本市対象外の手続を除きすべての手続のオンライン化を目指す

(3)　計画（令和８年度～12 年度）

持続的発展施策区分「３　地域における情報化」

事業名 （施設名）	事業内容	事業 主体	備考
(1)電気通信施設等情報化のための施設			
防災行政用 無線施設	防災行政無線設備更新事業	市	
(2)過疎地域持続的発展特別事業			
デジタル 技術活用	行政手続オンライン化推進事業	市	
	ローカルＤＸ推進事業	市	
その他	新庁舎情報通信ネットワーク構築事業	市	

(4)　公共施設等総合管理計画等との整合

「気仙沼市公共施設等総合管理計画」の考え方との整合性を図りながら，地域の持続的発展につながる過疎対策の推進に努める。

※1 情報リテラシー（ＩＣＴ活用能力）　情報機器やＩＴネットワークを活用し，情報・データを管理，活用する能力のことをいう。

※2 情報セキュリティ対策　インターネットやコンピュータを安心して使い続けられるように，大切な情報が外部に漏れたり，ウイルスに感染してデータが壊されたり，普段使っているサービスが急に使えなくなったりしないように必要な対策をとることをいう。

※3 デジタル社会の実現に向けた重点計画　国民一人ひとりが，デジタル技術の恩恵によってそれぞれのライフスタイルやニーズに合った心豊かな暮らしを営むことができるよう，「個人を支える」デジタル化の実現を目指すため，国が策定した計画で，地方公共団体に対しては，図書館の図書貸出予約など 56 の手続を「優先的にオンライン化を推進すべき手続」と位置付け，積極的な取組を促している。

5　交通施設の整備，交通手段の確保

(1)　現況と問題点

①　市道・国道・県道及び農林道

本市の道路網は，一般国道 45 号，284 号，346 号を中心として主要地方道及び一般県道を骨格に形成されるとともに，三陸沿岸道路が全線開通し，高速交通体系を活用した新たな地域振興の展開などへの期待が高まっている。

また，主要地方道気仙沼唐桑線（気仙沼・唐桑最短道）等の整備による市民生活の利便性向上が求められているほか，災害発生時の代替道路の機能を担う主要地方道気仙沼本吉線や主要地方道気仙沼陸前高田線及び県道馬籠志津川線において狭隘区間の解消が必要となっている。

市街地の街路については，歩行者の安全確保やバリアフリー化などの歩行環境の改善を踏まえた整備が必要となっている。

その他の生活道路については，地形的な制約等の影響から改良率や舗装率が低く，市民から多くの整備要望が出されており，市道整備計画に基づく計画的な整備とともに，公共施設等総合管理計画等に基づく適正な維持管理を進める必要がある。

農林道については，農林業生産基盤として適切な整備と維持管理を図る必要があるとともに，一部生活関連道については，震災後の住宅急増に伴い舗装等の整備が望まれている。

②　公共交通機関

本市はＪＲ大船渡線の鉄道，大船渡線と気仙沼線のＢＲＴ２路線，本市と仙台市を結ぶ高速バス，一関市と結ぶ路線バス（特急バス），東京（池袋）と結ぶ夜行高速バスのほか，市内においては路線バスなどの公共交通機関を有している。

本市の公共交通の主軸をなす鉄道については，ＪＲ大船渡線の一ノ関･気仙沼駅間のみ鉄道による運行が行われており，それ以外の区間では，ＢＲＴにより運行され，専用道の延伸や新駅が設置された。

高速バス等については，市外主要都市との都市間連絡機能を有しており，特に仙台・気仙沼間の高速バスは三陸沿岸道路の全線開通により，その役割が増している。

生活路線バスについては，地域住民の移動手段として必要な一方，利用者の減少に伴い，市委託路線における市の財政負担が増加するなど厳しい状況にある。

(2)　その対策

①　市道・国道・県道及び農林道の整備

・生活の広域化への対応や本市の経済活力の向上に資するよう，広域的な交通ネットワークを形成する三陸沿岸道路の全線開通に伴い，新たな地域振興への利活用を図る。

・国道 45 号等の幹線道路に接続する主要地方道気仙沼唐桑線（気仙沼・唐桑最短道）等の整備促進を図るとともに，主要地方道気仙沼本吉線や主要地方道気仙沼陸前高田線及び県道馬籠志津川線の狭隘区間の解消について関係機関に働きかける。
・国道 284 号の高規格化については，官民一体となった促進運動を展開する。
・市街地内の街路については，必要に応じて歩行者の安全確保のための歩・車道の拡幅や土地利用計画に沿った路線の見直しを行う。
・その他の生活道路については，交通安全確保のため，狭隘区間の解消や交通安全施設の整備を図る。
・これらの道路整備にあたっては，歩行者の安全確保やバリアフリー等に配慮し，歩行環境の向上を目指す。
・市道整備計画に基づき，計画的に市道の整備を進める。
・橋梁，道路主要構造物等の定期点検を継続するとともに，長寿命化修繕計画に基づき，計画的な修繕を行い，長寿命化を図る。
・農林道については，生産基盤として適切な整備と維持管理を行うとともに，一部生活関連路線については，沿線の住宅状況の変化を見ながら計画的に舗装等の整備を図る。

② 公共交通機関の充実

・鉄道及びＢＲＴについては，両線が担ってきた地域の基幹交通としての機能の確保，利便性の向上が図られ，観光をはじめとする産業の振興により，地域活性化に寄与するよう関係機関に働きかける。
・高速バスについては，路線及び本数の拡充を関係機関に働きかける。
・高校生や高齢者など移動手段の確保が困難な市民等のため，生活路線バスや乗合タクシー等による地域公共交通の維持・確保を図る。
・利用実態を踏まえた路線の見直しや交通空白の解消を目的とした地域と協働した新たな交通形態の導入を検討・推進し，経費抑制と効率的で持続可能な地域公共交通の構築を図る。

設定する指標

指標項目	現状（Ｒ６）	目標（R12）	目標設定の考え方
市道改良済延長	517.2 km （43.4%）	策定中	市道整備計画等による
市道舗装済延長	638.8 km （53.6%）	策定中	市道整備計画等による

(3)　計画（令和８年度～12 年度）

持続的発展施策区分「４　交通施設の整備，交通手段の確保」

事業名 （施設名）	事業内容	事業 主体	備考
(1)市町村道			
道路	市道整備計画に基づく道路整備事業	市	
	集落の維持・活性化のための道路整備事業	市	
	一般廃棄物最終処分場関連市道整備事業	市	
橋りょう	橋梁長寿命化修繕計画に基づく事業	市	
その他	トンネル長寿命化修繕計画に基づく事業	市	
	舗装長寿命化修繕計画に基づく事業	市	
(2)農道			
	農道舗装等事業	市	
(3)林道			
	林道舗装等事業	市	
(9)過疎地域持続的発展特別事業			
交通施設維持	市道等環境整備事業	市	
	農道環境整備事業	市	
	林道環境整備事業	市	
	街路防犯灯整備事業	市	
公共交通	地域公共交通確保対策事業	市	
(10)その他			
	主要地方道気仙沼唐桑線整備事業の促進	市	
	国道 284 号の高規格化の促進	市	

(4)　公共施設等総合管理計画等との整合

「気仙沼市公共施設等総合管理計画」の類型別の基本的な方針に基づき事業を実施する。

市道については，市道整備計画の年次計画に基づき，計画的に整備を進める。また，橋梁，主要構造物等の老朽化に対応するため，定期点検を継続するとともに，長寿命化修繕計画に基づき，計画的な修繕を行い，長寿命化を図る。

6　生活環境の整備

(1)　現況と問題点

①　消防・防災

津波死ゼロのまちづくりを目指すため，東日本大震災により浸水被害のあった自主防災組織未結成地区において，重点的に防災訓練や防災マップづくり等の支援を行いながら，自主防災組織の育成・強化に努めている。

消防団は，地域防災体制の中核的存在として，消火活動をはじめ，避難支援や救助，警戒，防災啓発活動，地域行事の警備等，その果たす役割は幅広く，地域に密着した活動を展開している。

地震・津波災害や洪水・土砂災害等の災害に備えた海岸保全，治山・治水対策の推進，緊急避難のための施設整備や避難計画など，災害に強いまちづくりを進めることが重要な課題となっている。

また，市民の防災・減災意識の向上，震災の記憶と教訓の伝承の取組と消防・防災体制の充実を図り，安心して生活できる環境の構築が必要である。

②　上下水道及び浄化槽

水道については，上水道，簡易水道，簡易給水施設により市全域に供給を行っている。今後も，安心・安全な水道水を安定的に供給していくため，水道施設の老朽化更新に係る事業を進めている。

給水人口の減少に伴い，料金収入の減少が見込まれることから，収支の改善に取り組み，持続可能な事業運営を図る必要がある。

下水道については，公共下水道，特定環境保全公共下水道，農業集落排水施設，漁業集落排水施設がある。公共下水道の汚水管渠整備については，財政負担の軽減・平準化を図りながら，計画的・効率的に実施する必要がある。

浄化槽については，生活環境の保全や環境に配慮したまちづくりを進めるため，一層の普及促進を図る必要がある。

③　ごみ処理及び最終処分場等

ごみ処理については，循環型社会の形成に向けたごみの減量化や再資源化が課題となっていることから，今後の施設整備については，これらを踏まえて計画的な補修・整備を進める必要がある。

ごみ焼却場及び粗大ごみ処理場は，建設から 30 年が経過しており主要機械類の修繕が必要となっている。

また，最終処分場については，間もなく埋立終了となる大曲一般廃棄物最終処分場と，令和６年６月から稼働した気仙沼市一般廃棄物最終処分場において埋立処分を行っている。

し尿処理場は，建設から 13 年が経過しており，し尿及び浄化槽汚泥処理を行うた

め，計画的な整備，修繕が必要となっている。

④　斎場及び公営墓地

気仙沼市斎場，唐桑斎場，本吉斎場はいずれも老朽化が進んでおり，計画的な補修や更新が必要となっている。

震災後の墓地需要に応えるため，大峠山地内に新たな市営墓地を整備し平成 30 年度から供用を開始している。

⑤　都市基盤・公園・緑地

東日本大震災後の都市構造の変化に対応すべく，平成 25 年度に「気仙沼市都市計画マスタープラン」を策定し，早期復興に向け各種事業を進めてきた。しかし，震災の影響は予想以上に大きく，少子高齢化の急速な進行など，社会情勢の影響により，市街地の空洞化などが顕著になってきている。

このような新たな課題の中，人口減少に伴う低密度化や公共施設の再編で生じた空地や移転元地等の利活用など，緑とオープンスペースを創造する観点から計画的な都市基盤の再構築が必要である。

震災以前に 31 か所あった都市公園は，19 か所が被災したが，復旧を進め，土地区画整理事業等による整備も含め現在 39 か所を供用しており，緑豊かなオープンスペースとして，子どもから高齢者まで誰もが自然と触れ合い，レクリエーション活動など多目的に活用できるような公園整備を進めてきた。

また，既存の老朽化している施設については，少子高齢化等の時代変化と社会ニーズに対応した施設の整備が必要となっている。

⑥　その他

本市において，ガソリンや灯油は，住民生活に不可欠の物資であるが，今後の人口減少により，給油所の廃業や撤退等，身近にガソリンや灯油を手に入れる場所がないといった事態が生じないよう，安定供給の仕組みを考える必要がある。

(2)　その対策

①　消防・防災体制の整備

・津波・高潮対策を強化するため，防潮堤等の海岸保全施設整備により，浸水被害の軽減を図る。
・津波や洪水等に対する防災機能向上のための施設整備を促進する。
・大雨等による冠水対策として，ポンプ場や函渠等の施設整備を進める。
・通信手段の多ルート化や情報通信設備の停電対策を推進するとともに，孤立地区の通信手段の確保を図るなど，情報伝達体制を強化する。

・指定避難所への備蓄倉庫の整備により分散備蓄を推進し，備蓄体制の充実を図るとともに防災物資集積・配送基地を活用し，円滑な物資配送の体制整備に努める。
・津波や洪水等に関する防災知識の普及や学校や地域，事業所等と連携し地域防災力の向上，防災教育の推進に努める。
・自主防災組織の育成・強化を図り，災害に強い地域コミュニティの育成・強化を図る。
・住民等の避難の迅速化を図るため，津波ハザードマップの見直しや避難誘導標識等の整備を推進する。
・指定緊急避難場所・避難経路の確保や津波避難ビルの指定を推進するなど避難対策を強化する。
・津波避難計画及び地区津波避難計画の見直しを行うとともに，地域住民への周知・啓発を図り，安全な津波避難体制を強化する。
・水防計画，洪水ハザードマップの見直しを行うとともに，地域住民への周知・啓発を図り，安全の確保に努める。
・土砂災害ハザードマップの見直しを行うとともに，地域住民への周知・啓発を図り，地震や集中豪雨時の警戒活動を強化する等，安全確保に努める。
・消防施設・設備の高度化と効率的な配備の推進に努める。
・消火活動に必要な消防水利を確保するため，消火栓や防火水槽の適切な維持管理，更新整備を行う。
・消防団，地域，事業者で連携し，防災訓練等を行い，消防団活動への理解と協力を深め，消防団員が活動しやすい体制づくりに取り組む。
・消防団活動を支える拠点施設である消防屯所の計画的な更新整備を行う。
・老朽化した消防団車両や消防ポンプ等の消防資機材の適正な更新を行う。
・消防団員の安全確保のため，消防団活動に必要な装備品の整備を計画的に進める。
・震災の記憶や教訓を次世代に語り継ぐ震災語り部や，防災・減災教育の場としての震災遺構・伝承館，犠牲者を追悼し，安寧を祈念する復興祈念公園等を通して，東日本大震災の記憶と教訓を後世に，また，全国・全世界の人々に伝えることで各地の防災・減災に寄与する。

② 上下水道及び浄化槽の整備

・上水道及び簡易水道については，安定供給や有収率※1の向上を図るため，老朽管路・老朽施設の更新や耐震化等の維持修繕等を計画的に進める。
・下水道については，未接続世帯への啓発活動を強化するとともに，下水道施設維持管理計画に基づき，計画的な施設更新・維持管理を実施する。また，農業集落排水施設や漁業集落排水施設についても施設の改修や更新を計画的に実施する。
・浄化槽の整備を促進し，生活環境保全の観点から河川や海域の水質汚濁防止を図る。

③　ごみ処理及び最終処分場等の整備

・ごみ焼却場及び粗大ごみ処理場の延命化を図るために，「ごみ処理施設延命化計画（令和３～12 年度）」に基づき，計画的に補修・整備を実施するとともに，新たなごみ処理施設の整備，長寿命化を検討する。

・気仙沼市一般廃棄物最終処分場の適切な維持管理を行う。大曲一般廃棄物最終処分場は埋立終了後，最終覆土工事，モニタリングを行い廃止する。

・し尿処理場については，適切な施設の運営・管理に努め，安定的かつ効率的なし尿及び浄化槽汚泥の処理を行う。

④　斎場及び公営墓地の整備

・斎場の老朽化した施設については，定期点検や必要な改修を行い延命に努　める。

・施設の更新時期を見極め，施設運営の効率化や，管理体制の合理化を図るため集約を含めた施設のあり方を検討する。

・公営墓地については，環境衛生に配慮した適切な維持管理を行う。

⑤　都市基盤・公園・緑地の整備

ア　都市計画の推進

・「気仙沼市都市計画マスタープラン」及び「気仙沼市立地適正化計画」で目標とする集約型都市構造を実現するため，居住機能や都市機能の誘導を図る。

・将来の市街地形成を見極めながら都市機能の向上を図るため，必要に応じて用途地域の見直しの検討を行う。

イ　都市公園の整備

・公園全体のバリアフリー化やトイレの水洗化を進め，誰もが安全に安心して利用できるよう公園整備を図る。

・公園整備には，利用者等の意見を反映することに努め，市民に親しまれる公園を目指す。

・維持管理には，地域住民や利用者とも連携しつつ都市空間における機能効果が最大限に発揮できるよう検討を踏まえ，快適な環境保持に努める。

・遊具等の安全点検・整備を定期的に実施し，安全で安心して利用できる公園整備に努める。

⑥　その他

・給油所は自動車用の燃料だけでなく，暖房用の燃料供給拠点でもある。特に配達に頼る高齢者等，冬期における生活環境への影響は大きいと考えられ，地域の活力を失わせないためにも，生活インフラの不足と一体で対応を考え，石油製品を安定供給できる環境の整備に努める。

設定する指標

指標項目	現状（Ｒ６）	目標（R12）	目標設定の考え方
有収率	72.1%	81.5%	震災前（H22）の水準を目標とする
汚水処理人口普及率※2	63.1%	67.1%	市汚水処理施設整備構想 汚水処理人口普及率（%）＝（普及人口／行政人口）×100
都市公園のトイレの水洗化	28 施設	32 施設	新設整備のほか下水道計画区域外のトイレの水洗化を図る

(3)　計画（令和８年度～12 年度）

持続的発展施策区分「５　生活環境の整備」

事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
(1)水道施設			
上水道	上水道施設整備事業	市	
簡易水道	簡易水道施設整備事業	市	
(2)下水道処理施設			
公共下水道	公共下水道施設整備事業	市	
農村集落排水施設	農業集落排水施設整備事業	市	
その他	漁業集落排水施設整備事業	市	
	浄化槽設置整備事業（個人設置型）	市	
(3)廃棄物処理施設			
ごみ処理施設	ごみ処理施設整備事業	市	
し尿処理施設	し尿処理施設整備事業	市	
(4)火葬場			
	斎場整備事業	市	
(5)消防施設			
	防火水槽整備事業	市	
	消防屯所整備事業	市	
	消防車両整備事業	市	
	消防施設整備事業（負担金）	市等	事業主体: 市・広域行政事務組合消防本部

事業名 （施設名）	事業内容	事業 主体	備考
(7)過疎地域持続的発展特別事業			
生活	コミュニティＦＭ放送事業	事業者	
	ケーブルテレビ放送事業	事業者	
環境	資源化物リサイクル奨励事業	市	
危険施設撤去	不良住宅空家除却費補助事業	市	
防災・防犯	洪水ハザードマップ等作成事業	市	
	津波ハザードマップ等作成事業	市	
(8)その他			
	立地適正化計画に基づく事業	市	
	都市公園整備事業	市	
	地籍調査事業	市	

(4)　公共施設等総合管理計画等との整合

「気仙沼市公共施設等総合管理計画」の類型別の基本的な方針に基づき事業を実施する。

①　水道施設

・上水道施設については，気仙沼市水道事業ビジョンに基づき，施設の劣化状況や更新の必要性，優先度を的確に判断し，適宜，補修および改修を行い，安定した給水が確保できる水道を目指す。また，中長期的な視点から，技術的根拠をもち財源の裏付けのある更新計画を策定し，計画的・効率的な施設の改築・更新を行う。

②　下水道処理施設

・下水道施設については，下水道施設維持管理計画（ストックマネジメント）に基づき計画的な施設更新，維持管理を実施する。

③　廃棄物処理施設

・大曲一般廃棄物最終処分場は，令和７年度末に埋立処分を終了後，令和８年度に最終覆土工事を行い，モニタリング期間を経て，令和 10 年度を目標に廃止する。

・気仙沼市一般廃棄物最終処分場は，設備の定期的な部品交換や修繕を行い，適切な維持管理を図る。

・ごみ処理施設及びし尿処理施設は，機械・設備の修繕等を行いながら，適切な維持管理を図る。

・用途廃止になっている施設については，解体し，跡地の利活用方法を検討する。

④　火葬場

・斎場については，火葬を行うための施設として必要であることから，大規模改修等を実施しながら，適切な維持管理を図る。

⑤　消防施設

・消防屯所については，消防団員数や地域の状況等を踏まえて，今後統合も含め協議しながら整備を進めるものとする。

・統合等による整備を実施するまでの間は，施設の劣化状況等を考慮して必要最小限の修繕を実施しながら，適切な維持管理を図る。

※1 有収率　市内の浄水場等から水道に供給される年間の配水量と，水道料金の対象となった有収水量の割合を示す業務指標。有収率が高いほど施設の効率がよく収益性が高いといえる。

有収率＝（年間総有収水量／年間総配水量）×100

※2 汚水処理人口普及率　下水道処理人口の他に農業・漁業集落排水による処理人口や合併処理浄化槽による処理人口を足した値を行政人口で除した値

7　子育て環境の確保，高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1)　現況と問題点

①　子育て環境

市内には，認可保育所９施設（公立７施設，私立２施設），認定こども園２施設（公立），地域型保育施設１施設（私立），企業主導型保育施設１施設（私立），認可外保育施設２施設（私立），幼稚園６施設（公立３施設，私立３施設）が設置されているが，民間施設と比べ公立施設の割合が高く，その施設の殆どが昭和 40 年から 50 年代に建設されたものであり，老朽化が著しいことから，施設の統廃合や民営化等を含めた整備を図る必要がある。

市内に５施設ある児童センター及び児童館においても，老朽化が進んでいる施設があり，施設環境整備のほか，未設置地区への対応が課題となっている。

そのほか，家庭において一時的に養育が困難となった児童を預かる子育て短期支援事業や，育児の相互援助活動であるファミリー・サポート・センター事業，放課後に留守家庭となる児童の健全育成を図る学童保育事業等を実施している。

学童保育事業は子育て世帯の経済的負担軽減を目指し，令和７年度から利用料を無償化しているが，ライフスタイルの変化に伴う多様なニーズに対応するため，今後も適正な放課後児童支援員等の確保及び運営と施策の充実が必要となっている。

ひとり親家庭の支援については，育児負担の軽減や経済的に自立した生活維持のための就労や養育環境などきめ細かな支援が必要となっている。

②　高齢者・障害者福祉

本市は，令和７年３月末の高齢化率が 41.3%で市民のほぼ 2.5 人に１人が高齢者という現状となっており，県全体の 29.7%を大きく上回り急速に高齢化が進行している。今後，高齢者人口は緩やかに減少するものと予想されるが，加齢に伴い介護リスクが高くなる 85 歳以上の高齢者の割合が増加していくことから，要介護認定者や認知症高齢者の増加が懸念されるとともに，ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加が見込まれる。

このような中，健康づくりの推進，住民主体型の介護予防の充実とともに，在宅高齢者を地域全体で支える地域包括ケアシステムの深化・推進や円滑な介護保険制度の運営が重要となっている。

また，本市の障害手帳所持者数は，平成 22 年以降 3,400 人前後で推移しているのに対し，人口減少や高齢化，核家族化が進み，家族での介護力が低下している。

障害のある人の高齢化，重度化や「親亡き後」を見据え，住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう相談，体験の機会，緊急時の対応等の様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みの構築や障害のある人が自分らしく自立した生活を送るため，必要とする訓練，サービスを利用し，様々な活動に参加できるよう，サービスの充実を図る必要がある。

③　地域福祉

本市においては，少子高齢化と核家族化の進行とともに，人間関係が希薄になるなど，コミュニティ機能や相互扶助機能が低下している状況にある。

「地域福祉」を推進するには，担い手である地域住民，住民自治組織（自治会・振興会），商店，企業，学校，医療機関，民生委員・児童委員やボランティア，福祉団体等のＮＰＯ※1，社会福祉施設，社会福祉協議会，市など地域社会を構成する“すべての人々の参加”，協働が必要である。

さらに，自分自身や家族の努力で困りごとを解決したり（自助），個人だけでは解決が困難なことについては，隣近所やボランティアなどの横のつながりによる自発的な関わりで支えあい（互助），そして行政の公的な制度によるサービスを利用する（共助・公助）など，それぞれの助けあいが相互に関わり，力を合わせ取り組み，課題を解決していくことが必要である。

特に，東日本大震災からの生活再建においては，新たなコミュニティづくりが必要となり，より一層の地域の支えあい・助けあいの取組が求められている。

④　保健・健康づくり

本市の，令和２年の死因別死亡割合は「がん（悪性新生物）」が最も多く，「心疾患」，「脳血管疾患」を含めた生活習慣病※2で全体の５割以上を占めているが，生活習慣病の発症予防を目的とした，国民健康保険の特定健康診査の受診率については，第３期けせんぬま健康プラン 21（改定版）の目標値を下回っており，特に 40 歳～50 歳代となる年齢層の受診率が低い状況である。

このことから，生活習慣病の発症予防及び重症化予防を目的とした健康診査や，食生活改善・口腔ケア，運動等に関する知識の普及・啓発のための健康教育・健康相談，家庭訪問等の各種健康増進事業に取り組んでいる。

さらに，社会環境が複雑多様化する中，子育てにおける不安やストレスを抱える人が増加傾向にあり，心のケアが必要となっていることから，妊娠期や子育て期に関する情報提供や様々な相談への助言・保健指導のほか，関係機関と連携し支援を行っている。

(2)　その対策

①　子育て環境の充実

・幼児教育・保育を一体的に推進し，就学前の子どもの豊かな育ちと学びを確保するとともに，多様化する保育ニーズ等に対応する。

・出生数の動向を踏まえ，老朽化した保育施設の統廃合を検討するとともに，今後の施設等の整備に当たっては，民設民営を基本に，市が民間の参入を支援し，民間事業者の持つ機動性や柔軟性を活かして多様な保育サービスの提供に努める。

・児童センター及び児童館については，地域との連携を強化した事業の展開を図る。

・学童保育施設については，適正な運営と維持管理により安全・安心な保育環境の整備を図る。
・出産・子育てに係る負担の軽減や母子保健・育児に関する相談・指導，また，「第２期子ども・子育て支援事業計画」に基づく，幼児期の教育・保育，地域の子育て支援の実施により，子どもを安心して産み育てることのできる環境の充実を図る。

② 高齢者・障害者福祉等の充実

・高齢者の通いの場等への社会参加を促進することで生きがいづくりや地域での見守り，介護予防を図る。
・介護人材の育成・確保を図るとともに，ひとり暮らし高齢者や介護に当たる家族等への支援の充実に努め，高齢者等が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう，地域包括ケアシステムを深化・推進する。
・障害種別によらず適正なサービスが受けられるよう，障害福祉サービス※3等の量的・質的充実を促進する。
・相談支援事業の充実と当事者間の交流や情報交換等により，障害者のニーズの把握に努め，適切な支援につなげる。
・障害のある人の社会参加を促進するため，合理的配慮※4の提供の周知など，社会的障壁※5の除去に努める。
・障害のある人が将来にわたって住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう地域生活拠点等※6の整備を図る。
・障害者が安心して働ける雇用の場の確保と就労後の支援体制の整備を図り，就労支援の充実を図る。

③ 地域福祉の充実

・地域に暮らす全ての人が，身近に発生する生活課題を共有して，関係機関・団体と連携しながら福祉活動を担う人材の育成に努める。
・住民一人ひとりが安心して，生きがいを持って暮らしていくために，交流機会の充実と地域コミュニティの構築に努める。
・様々な福祉制度の充実や更なる連携のため，各種制度の質の向上と，保健・医療・福祉及び関係機関との連携に努める。

④ 保健・健康づくりの推進

・各種健康診査の普及啓発や受診機会の拡大，AI を活用した特定健康診査受診率向上促進事業の実施等により，受診率の向上を図る。
・地域の健康課題の分析結果を活用しながら，健康相談や介護予防講座等を開催し，生活習慣病発症予防と介護予防の取組を地域とともに実施する。

・健（検）診※7受診後の未治療者や精密検査対象者等への受診勧奨を行い，疾病の重症化予防に取り組む。
・妊産婦・乳幼児等の健康の維持・増進や安心して子どもを産み育てられるよう，各種母子保健事業等の充実を図る。
・心の健康づくりを推進するため，ストレス解消方法や十分な休養の確保について正しい知識の普及を図るとともに，宮城県気仙沼保健福祉事務所等と連携し，健康相談等の充実を図る。
・健康づくりの拠点となる施設の維持管理に努める。

設定する指標

指標項目	現状（Ｒ６）	目標（R12）	目標設定の考え方
高齢者の通いの場の実施団体数	97 団体	100 団体	本市の高齢者人口の推移は令和４年をピークに減少する見込みであり，それに比例する形で通いの場の実施団体数は現行の数より減少に転じる可能性があることから，目標値については，現状維持とする。
小地域福祉活動実施地区数	３地区	16 地区	全地区（地区社会福祉協議会（16 地区））での見守り体制の構築を目指す
がん検診平均受診率※8	27.1%	50.0%	第４期けせんぬま健康プラン21 の目標値と合わせる
特定健康診査受診率	44.9%	65.0%	

(3)　計画（令和８年度～12 年度）

持続的発展施策区分「６　子育て環境の確保，高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進」

事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
(1)児童福祉施設			
保育所	保育所整備事業	市	
児童館	児童センター・児童館整備事業	市	
(2)認定こども園			
	認定こども園整備事業	市	
(5)障害者福祉施設			
障害者支援施設	障害福祉施設整備事業	市	
(8)過疎地域持続的発展特別事業			
児童福祉	子育て支援事業	市	
	放課後児童健全育成事業	市	
高齢者・障害者福祉	障害者地域生活支援事業	市	
	福祉バス事業	市	
	敬老祝金支給事業	市	
	老人クラブ育成事業	市	
	ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業	市	
	高齢者等生活支援・生きがい健康づくり事業	市	
	介護マンパワー確保対策事業	市	
	社会福祉法人等による介護保険利用者負担額軽減制度事業	市	
健康づくり	各種健康診査	市	
その他	子ども医療費助成事業	市	
	母子保健事業	市	
	予防接種助成事業	市	
	社会福祉団体助成事業	市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

「気仙沼市公共施設等総合管理計画」の類型別の基本的な方針に基づき事業を実施する。

① 児童福祉施設等

・児童福祉施設については，令和元年６月に見直した「気仙沼市児童福祉施設等再編整備計画」（以下「再編整備計画」）に基づき整備を進める。

・施設の老朽化に加え，児童数の減少，家庭環境の変化，保育及び教育についてのニーズなどを総合的に勘案し，再編整備計画に基づき施設の適切な維持管理を図るとともに，民間事業者の参入促進を図り，施設の譲渡や民営化の推進に努める。

② 高齢者福祉施設

・高齢者福祉施設については，老朽化が進行しているものは廃止し解体を進め，民間事業者の参入が可能なものについては譲渡を行う。

・継続して活用する施設については，経年劣化による損傷等に随時対応しながら，適切な維持管理を図る。

③ 障害者福祉施設

・障害者福祉施設については，老朽化が進行しているものは，今後 10 年以内に施設の解体又は民間への譲渡を進める。

・継続して活用する施設については，大規模改修工事を実施するなど計画的に修繕を行い，適切な維持管理を図るものとするが，将来的には民間への譲渡を検討する。

④ 保健・福祉施設

・保健･福祉施設については，住民サービスや市民の利便性を考慮した施設の配置や，各地域における保健福祉活動の拠点としての機能を果たしていることを踏まえ，当面集約化及び複合化を行わず，適切な維持管理を図る。

・築 20 年以上となる施設については，破損箇所の早期発見・修繕など予防保全型の維持管理を図るとともに，大規模改修工事等を計画的に実施し，建物の長寿命化を推進する。

・新しい施設については，適正な管理により機能維持を図る。

※1 ＮＰＯ　Nonprofit Organization の略で，民間非営利組織のことをいう。

※2 生活習慣病　食生活や運動習慣，休養，喫煙及び飲酒などの生活習慣によって引き起こされる病気の総称。生活習慣病に関連する病気として，がん，心臓病，糖尿病，高血圧，脂質異常症，肥満症などがあげられる。

※3障害福祉サービス　障害者総合支援法に基づくサービス，介護を行う居宅介護，生活介護や施設入所支援等，訓練等を行う就労移行支援，就労継続支援等や共同生活援助等のことをいいます。

※4合理的配慮　障害のある人からの求めに応じて，障害者一人ひとりの必要性や状況に応じた調整を，過度な負担にならない範囲で行うことをいう。

※5社会的障壁　障害のある方にとって，日常生活や社会生活を送る上で障壁となるような，社会における事物，制度，慣行，観念，その他一切のものをいう。

※6地域生活支援拠点等　障害者の高齢化，重度化や「親亡き後」を見据え，障害児者の地域生活支援を推進する観点から，障害児者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを集約した施設，又は地域の複数の機関が分担してその機能を担う体制のことをいう。

※7健(検)診　健康であるかどうかを確かめる健康診査のことで，「検診」とは特定の病気の有無を調べる診査のことをいう。

※8がん検診平均受診率　胃がん検診，肺がん検診，大腸がん検診，乳がん検診，子宮がん検診の受診率の平均値

8　医療の確保

(1)　現況と問題点

本市は石巻・登米・気仙沼医療圏に属し，市立病院が当地域における中核的な病院として地域医療を担っている。

当地域は地理的条件等から，相当程度の地域完結型医療が求められており，市内の病院・診療所・歯科診療所・薬局・訪問看護ステーション等の様々な事業所との連携強化を図る必要がある。

特に救急医療については，市立病院に加え，在宅当番医制，歯科休日診療在宅当番医制の実施など，気仙沼市医師会，気仙沼歯科医師会等関係機関の協力のもと，体制の確保に努めているが，医師や看護師をはじめとする医療従事者が不足しており体制の確保に苦慮している。

市立病院については，　本市が県内でも高齢化が著しい地域であることから，地域医療構想を踏まえ，多病を抱える高齢患者への対応力の向上を図るため，急性期治療後の在宅復帰に向けた準備及び在宅患者の急性増悪に対応する地域急性期機能（ポストアキュート, サブアキュート）のさらなる充実が求められている。

市立病院附属本吉医院については，　本吉地域のかかりつけ医としての役割を継続していくために，これまで担ってきた総合診療を中心とした外来医療と在宅医療の維持が求められている。

(2)　その対策

・大島地区市民等の医療の確保のため，医師と連携し医療体制の維持を図る。
・救急医療体制の充実や地域医療の安定的な維持に向け，医師の充足及び医療従事者の人材確保に努める。
・市立病院では，地域の中核的病院として，重症・専門的な治療に専念するため，かかりつけ医との役割分担及び業務連携を進める。
・市立病院及び市立病院附属本吉医院においては，多様化するニーズに対応できるよう計画的に医療機器の整備・更新を図り，医療機能の充実に努める。
・市立病院及び市立病院附属本吉医院においては，地方公営企業法の全部適用による体制強化の下，安定的な経営と持続可能な地域医療を目指す。

設定する指標

指標項目	現状（Ｒ６）	目標（R12）	目標設定の考え方
回復期リハビリテーション病棟の稼働病床数	48 床	48 床	市民の医療ニーズに最大限応える指標

(3)　計画（令和８年度～12 年度）

持続的発展施策区分「７　医療の確保」

事業名 （施設名）	事業内容	事業 主体	備考
(2)特定診療科に係る医療施設			
診療所	大島地区医療確保対策事業	市	
その他	医療機器整備事業	市	
(3)過疎地域持続的発展特別事業			
その他	地域医療確保対策事業	市	

(4)　公共施設等総合管理計画等との整合

「気仙沼市公共施設等総合管理計画」の類型別の基本的な方針に基づき事業を実施する。

医療施設については，地域住民の健康を守るための必要な設備を維持し，医療の提供に資する拠点施設であることから，耐用年数等を踏まえ，経年劣化による損傷等に随時対応しながら，適切な維持管理を図る。

9　教育の振興

(1)　現況と問題点

①　教育環境

本市は，令和７年４月時点で小学校 12 校，中学校９校を設置している。急速な少子化の進行により，児童数，学級数が減少していることから，市立小中学校再編計画（令和７年 12 月までに策定予定）を基に学校の再編を進め，学校規模及び配置の適正化を図ることとしている。

これに伴い,児童･生徒の通学手段の確保や再編先の施設の整備が必要であるほか，児童・生徒等の安全確保や避難所としての機能を向上させる必要がある。また，今後の再編やこれまでの統合により生じた空き施設の利活用も検討していく必要がある。

幼稚園については，市立３園，私立３園が設置されている。少子化や幼保一元化の動向を踏まえて，今後の施設運営のあり方について検討が必要となっている。

学校給食施設については，調理場の老朽化に対応するため，令和２年度に調理場の再編を行っている。

Society5.0 や人口減少社会などの急激な変化に創造的に対応できる，知・徳・体の調和のとれた「生きる力」を子どもたちが身に付け，持続可能な社会の創り手としての未来を拓く人づくりを進めなければならない。

そのためには， 児童生徒の「基礎的な知識・技能」,「自ら考え表現し学ぶ力」,「社会的に自立する力」を育てていく必要がある。

また，特別な支援を要するケース，いじめ等の問題行動，不登校の出現状況から，集団の中で安心して試行錯誤ができる環境づくりとともに，障害や学校不適応などの児童生徒へのきめ細かい対応が必要である。

②　社会教育

生涯学習社会の実現に向けて，社会教育の役割はますます重要となっており，世代を超えた学びの機会の提供や，リカレント教育※1，地域での学び合いの場づくりが求められている。特にＤＸの進展に伴い，情報リテラシーの向上に取り組み，ＩＣＴを活用した学習機会をライフステージに応じて展開することが必要である。

各公民館では，学びの成果を地域づくりに活かす実践の場を整備し，地域課題解決に貢献できる人材の育成やリーダー層の拡充を図るとともに，地域や学校との連携による新たな事業の創出も求められているほか，一部施設の狭隘や老朽化が課題となっている。

気仙沼図書館は児童センターとの複合施設となったことから，多様なサービスの提供が可能になり，震災以前に比べて大幅に利用者数を伸ばしている。

また，気仙沼市図書館３館の連携による資料収集・提供の体制強化と，地域や地元企業等との協働企画の実施など，サービス向上に取り組むとともに，新しく図書整理ボランティア事業を開始し，市民との協働を強化している。

スポーツについては，市民が生涯を通じ，いつでも，どこでも，いつまでも気軽にスポーツ・レクリエーション活動に親しむことができるよう，地域スポーツを育てる体制づくりと支援，施設等の充実が必要となっている。

集会施設については，市民の主体的な社会教育活動や文化芸術活動及びコミュニティ活動の拠点としての重要性が東日本大震災で改めて認識されたところであり，施設がない地域や施設が老朽化している地域から，整備に対する支援が求められている。

(2) その対策

① 教育環境の充実

・「気仙沼市学校施設長寿命化計画」（令和２年度策定）に基づき，計画的に老朽化した学校施設の改修等を進め，児童・生徒の学校生活における安全性と利便性を確保する。

・学校再編において通学距離が増加する児童・生徒の通学手段の確保に努める。

・今後の再編やこれまでの統合により生じた小・中学校跡施設の利活用については，市民や地域等の意見を踏まえながら，地域の活性化につながる活用方法を検討する。

・市立幼稚園がある本吉地域（３施設）においては，老朽化している施設もあることから，児童の推移を踏まえ，公立認可保育所と統合し，認定こども園として公共施設の一本化を検討する。

・園児，児童・生徒の豊かな人間性と確かな学力の育成が図られるよう教育内容を充実させ，良好な教育環境を整備するとともに，特別な支援を要する児童・生徒に対する人的支援体制を整備する。

・学校給食施設については，計画的な維持・管理を進める。

・教材・教具や学習ツールとしてＩＣＴを積極的に活用し，主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善につなげる。

・自ら学ぶ力の養成等，児童生徒一人一人に応じた個別最適な学びを，ＩＣＴを活用して推進する。

・ＩＣＴの活用を推進し，生徒に自ら学ぶ力や自己調整力を養わせる。

② 社会教育の推進

・地域課題及び地域住民や各種団体の多様化する学習ニーズを把握しつつ，社会教育や家庭教育，リカレント教育，その他様々な場や機会における学習の充実・環境整備に取り組むとともに，公民館運営の充実と活動の推進に努める。

・地域住民の学習及び活動の拠点として，多様化する地域のニーズに応えられるよう，公民館の多機能化・まちづくりセンター※2化について地域と一緒に検討するとともに，地域での運営を推進する。

・公民館の老朽・狭隘対策等については，誰もが利用しやすい安全・安心な社会教育施設となるよう，優先順位を勘案しながら，改修も含め計画的に進める。
・体育館や公民館，市民会館等は，災害時の避難所になることから，必要な機能の確保及び整備を進める。
・図書館については，生涯学習社会における中心的な役割を果たすため，あらゆる世代の誰もが利用しやすく，市民の自発的な学習を支援する開かれた図書館づくりに努める。
・スポーツ環境の整備及び充実に努めるとともに，総合型地域スポーツクラブとの連携や学校施設開放事業の推進により，市民のスポーツ活動の日常化を図る。
・社会体育施設の整備に当たっては，財政状況や人口推移を考慮し，学校施設も含めた既存施設の運用と計画的な整備・改修に努めるとともに，市民や関係団体と意見交換を行い，利用ニーズに対応した機能を持つ施設とし，市民や関係団体による自主的，主体的な運営を目指す。
・集会施設は，連帯意識の醸成と地域コミュニティの活発化，地域防災力の強化を図るため，緊急度や重要度を見極めながら，地域とともに計画的な整備に努める。

設定する指標

指標項目	現状（Ｒ６）	目標（R12）	目標設定の考え方
公民館における社会教育事業に参加した市民	28,847 人	35,000 人	新たに整備した施設を活用するとともに，オンライン等を活用した事業を取り入れ，H22 年度の９割を目指す

(3) 計画（令和８年度～12 年度）

持続的発展施策区分「８　教育の振興」

事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
(1)学校教育関連施設			
校舎	小学校施設改修事業	市	
	中学校施設改修事業	市	
屋内運動場	中学校施設改修事業	市	
屋外運動場	校庭改修事業	市	
水泳プール	小学校プール改築事業	市	
	中学校プール改築事業	市	
給食施設	学校給食調理場整備事業	市	
その他	教育用コンピュータ機器等更新事業	市	

事業名 （施設名）	事業内容	事業 主体	備考
(2)幼稚園			
	市立幼稚園改修事業	市	
(3)集会施設，体育施設等			
公民館	公民館改修・整備事業	市	
集会施設	集会施設整備事業	市	
体育施設	体育施設改修・整備事業	市	
図書館	図書館整備事業	市	
(4)過疎地域持続的発展特別事業			
義務教育	教育施設等環境改善事業	市	
	特別支援教育支援員配置事業	市	
	スクールバス運行事業	市	
	外国語指導事業	市	
	教育サポートセンター運営事業	市	
生涯学習 ・スポーツ	図書館サービス拡充事業	市	
	スポーツ振興事業	市	
その他	協働教育プラットフォーム事業	市	
	家庭教育支援事業	市	
(5)その他			
	旧小中学校跡施設管理事業	市	

(4)　公共施設等総合管理計画等との整合

「気仙沼市公共施設等総合管理計画」の類型別の基本的な方針に基づき事業を実施する。

①　学校教育関連施設

・学校教育施設については，「気仙沼市学校施設長寿命化計画」に基づき，予防保全とともに健全度や建築経過年数などを考慮しながら計画的に長寿命化改良や大規模改造などの改修を必要に応じて実施するものとする。

②　集会施設等

・集会施設については，地域住民の自発的な活動を促し，豊かで潤いのある地域社会の形成に資する拠点施設であることから，市民や地域と連携し適切な維持管理を図る。

・地区集会施設については，耐用年数等を踏まえ計画的な修繕を行いながら，地元自治会への譲渡や集約を検討する。

※1 リカレント教育　生涯にわたって教育と就労を交互に行う教育システムのことをいう。本市では，心の豊かさや生きがいのために学ぶ場合など，生涯にわたって学び続けられるという要素を含めた広い意味合いで捉えている。

※2 まちづくりセンター　生涯学習の拠点である公民館の機能に地域づくりの拠点としての機能を加えて生涯学習と地域づくりを一体化し，地域の特性を活かしながら地域が主体的に運営する施設

10　集落の整備

(1)　現況と問題点

市内の集落は，自治組織等の地縁団体を中心に，地域の絆を大切にして，伝統文化を守りながら維持されてきた。東日本大震災発災時には，行政などの支援が円滑に機能するまでの間，住民の生命と生活を守るとともに，被災地域の情報収集や伝達が行われたほか，津波の浸水を免れた地域の自治組織による支援活動が積極的に行われた。

また，震災を機に被災地域におけるコミュニティの形成や，地域住民等の主体的な復興まちづくりの推進を目的とする「まちづくり協議会」が被災地域を中心に各地区に結成され，まちづくりや地域課題の解決に向け活動している。

一方で，少子高齢化の急速な進展や若者の流出に伴い，地域によっては，地域コミュニティ活動の基礎となる自治組織において従前の活動の継続が困難になっており，今後，住民相互扶助の機能低下，身近な交通手段の不足，空き家の増加，農地・森林の荒廃等の問題が深刻化していくと懸念される。

(2)　その対策

・地域医療・福祉の確保，住民の日常の移動手段の確保，集落の維持及び活性化等住民が将来にわたり安全・安心に暮らすことができる地域社会を実現していくため，コミュニティの活性化による自治組織の維持・充実を推進するとともに，地域の課題把握に努め，より実効性の高い総合的な集落活性化対策を展開する。

・まちづくり協議会に地域活性化支援員を配置するとともに，地域住民等との連携のもと地域の調査・点検を実施し，地域の維持・活性化についての課題解決策を検討する。

・地域の課題解決に向けて活動している事例を紹介し，地域コミュニティが多機能な活動に向けて取り組む機運の醸成を図るとともに，必要な支援を行う。

・地域等において開催される様々な会議において，意見を汲み取り円滑に進行できる役割や調整できる存在，市民同士や行政との協働によるまちづくりを促進させる存在として，ファシリテーターの育成を図るとともに，議論の中で出てきたプロジェクトについて，市の施策に照らした上で実行を後押しし，その実現を図る。

設定する指標

指標項目	現状（Ｒ６）	目標（R12）	目標設定の考え方
地域活性化支援員を配置したまちづくり協議会	８組織	11 組織	地域活性化支援員の配置対象地域（11 地域）

(3)　計画（令和８年度～12 年度）

持続的発展施策区分「９　集落の整備」

事業名 （施設名）	事業内容	事業 主体	備考
(2)過疎地域持続的発展特別事業			
集落整備	コミュニティ組織育成事業	市	

11　地域文化の振興等

(1)　現況と問題点

①　文化芸術

市民の心に癒しや感動を与え，魅力あるまちづくりを推進するため，地域の文化力を盛り上げる，文化芸術活動への期待が高まっている。

本市では，文化協会をはじめ音楽や文芸，美術，生活文化など，さまざまな団体が自主的に活動を展開し，市民会館やはまなすホールの自主事業のほか，市民レベルでのコンサートや展覧会なども開催されている。一方で，少子高齢化など社会情勢の変化により，民俗芸能の後継者育成や会員の確保が課題となっており，時代の流れに対応した持続的な伝承活動への支援が必要となっている。

また，施設設備の老朽化に伴う環境整備が必要となっていることや，多様化する市民ニーズに対応した文化芸術振興の施策推進が必要となっている。

②　地域文化

本市は食を育んできた自然や伝統的な文化を地域のかけがえのない財産とし，自然と文化を守りながら，食を生かした個性的で魅力あるまちづくりを進めるために「気仙沼スローフード」都市を宣言しており，これを具現化する事業展開が求められている。

③　文化財

市内には国指定天然記念物「十八鳴浜及び九九鳴き浜」や国指定名勝「煙雲館庭園」のほか，国県市指定の有形無形文化財が 55 件，国登録有形文化財が 21 件点在しており，長期的・計画的な保全対策が必要となっている。

また，市内には 182 カ所の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）が点在しており，各種開発事業に伴う保存協議や発掘調査を実施している。貴重な出土品の発見や成果があり，その保存管理や公開活用が必要となっている。

本市には，豊かな自然と長い歴史の中で育まれた海と山の独特な文化があり，有形・無形の貴重な文化遺産が多く点在し，人々によって守り伝えられてきた。日本遺産「みちのくＧＯＬＤ浪漫」や「けせんぬま遺産」など文化遺産の新展開を推進し，文化遺産を生かした地域の魅力創出や情報発信が急務となっている。

(2)　その対策

①　文化芸術の振興

・市民会館，はまなすホールの自主事業の実施のほか，子ども芸術劇場や地方音楽会，国・県等が実施する事業の活用により，優れた芸術鑑賞の機会の提供に努める。

・市民や観光客が学び親しむことができるよう，歴史的な建物や空き店舗などを活用し，アート作品の展示や創作の場にするなど，芸術によるまちづくりを市民とともに展開する。
・「市民文化祭」をはじめ，市民や文化芸術団体による自主的，主体的な事業や活動と，その運営を支援し，創造性ある市民の文化力の向上に努める。
・文化芸術活動の拠点となる市民会館やはまなすホール等の施設，設備については，計画的に整備し，市民が利用しやすいよう施設運営の効果的な改善に取り組む。

② 地域文化の振興

・地域の食文化の再発見，「食」を通した世代間交流を中心とした事業を展開することより地域文化の継承を図る。

③ 文化財の保護・継承

・文化遺産を次世代に確実に継承するため，適切な保護・整備を行うとともに，普及啓発事業を展開する。
・無形民俗文化財の後継者育成支援や公開発表する機会の確保，芸能の記録資料作成など，持続的な伝承活動の促進を図る。
・各大学や博物館等と連携し，貴重な文化財資料の保全活用を図り，学習や公開の機会を展開する。
・埋蔵文化財発掘調査で出土した遺物の整理・研究を進め，地域の貴重な文化財として公開・活用を展開する。
・有形文化財・無形民俗文化財・史跡名勝天然記念物の計画的な維持管理と活用に努める。
・文化財の適切な管理・活用を図るため，既存施設の効果的な活用や収蔵施設の計画的な整備に努める。
・気仙沼の歴史や文化を広く周知するため，市民や観光客への情報発信や学ぶ機会の充実を図るとともに，地元の歴史文化を伝えていく人材の育成に努める。

設定する指標

指標項目	現状（Ｒ６）	目標（R12）	目標設定の考え方
市民会館等で文化芸術事業に参加した市民の人数	45,364 人	46,000 人	市民会館等の施設の利用拡大を促進するとともに，自主事業の開催や市民団体等によるコンサート等の支援を行い，令和６年度と同水準を目指す

(3)　計画（令和８年度～12 年度）

持続的発展施策区分「10　地域文化の振興等」

事業名 （施設名）	事業内容	事業 主体	備考
(1)地域文化振興施設等			
地域文化 振興施設	市民会館改修・整備事業	市	
	はまなすの館改修・整備事業	市	
	リアス・アーク美術館改修・整備事業	市	
(2)過疎地域持続的発展特別事業			
地域文化 振興	文化芸術振興事業	市	
	気仙沼スローフード都市推進事業	市	
	文化財保護・継承事業	市	

(4)　公共施設等総合管理計画等との整合

「気仙沼市公共施設等総合管理計画」の考え方との整合性を図りながら，地域の持続的発展につながる過疎対策の推進に努める。

12　再生可能エネルギーの利用の推進

(1)　現況と問題点

日常生活や事業活動では，石油など多くの化石燃料によるエネルギーを消費し，その燃焼に伴い排出される二酸化炭素等の温室効果ガスは，地球温暖化等の原因となっている。

東日本大震災後，市内で木質バイオマス，風力，メガソーラーなど再生可能エネルギー施設が民間の事業として立ち上がるとともに，その利用を図るため，市も出資する地域新電力会社も令和元年に営業開始した。加えて，温室効果ガスの排出削減に向けては，各家庭や事業所，学校，公共施設等において，省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入等が進められていることや防災拠点となる公共施設や避難所となる公民館，集会施設，学校等 54 施設に太陽光発電設備や蓄電池を設置している。

また，平成 27 年に合意されたパリ協定の目標達成に向け，多くの国や国内の自治体が 2050 年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすることを目指しており，本市においても令和３年２月に「2050 気仙沼カーボンニュートラル※1」を表明した。その目標の実現に向け，市民・事業者・行政などが一体となって温室効果ガス排出量の削減等を推進するための計画として「気仙沼市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を令和７年７月に策定し，地球温暖化対策に取り組んでいる。

(2)　その対策

・市域での二酸化炭素排出量の実質ゼロを達成するため，「2050 気仙沼カーボンニュートラル」を推進する。
・市が率先して環境負荷を低減するため，気仙沼市役所地球温暖化対策率先行動計画に基づき，エネルギー使用量の削減や庁用車のエコカー導入等を推進する。
・公共施設への省エネルギー機器や再生可能エネルギー設備の計画的な導入を図る。
・省エネルギー機器や再生可能エネルギー導入，温暖化防止活動などに対する支援策を検討する。
・市民等への温室効果ガス排出削減についての普及啓発を図る。
・地域新電力会社と連携し，再生可能エネルギーの利用拡大とエネルギーの地産地消を推進する。
・温室効果ガス排出量の現状を把握し，脱炭素化対策を検討する。

設定する指標

指標項目	現状（Ｒ６）	目標（R12）	目標設定の考え方
市公共施設エネルギー使用量（CO_2排出量換算）	16,007t-CO_2	12,000t-CO_2	R12 までに 24％（年４％）以上の削減を目指す

(3)　計画（令和８年度～12 年度）

持続的発展施策区分「11　再生可能エネルギーの利用の推進」

事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
(2)過疎地域持続的発展特別事業			
再生可能エネルギー利用	住宅用スマートエネルギー設備普及促進事業	市	
	再生可能エネルギーの利用拡大及びエネルギーの地産地消の推進	市，事業者	民間事業者と連携
	2050 気仙沼カーボンニュートラルの推進	市，推進会議	

※1 カーボンニュートラル　生産や活動に伴い，環境中に排出される二酸化炭素の量と，森林等に吸収される二酸化炭素の量が同じ量である状態のこと。

13　その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1)　現況と問題点

東日本大震災により大きな被害を受けた森林や農地，海岸線，漁場，公園など多くの自然環境を必要な開発や防災と共存･調和させながら再生し，次世代に引き継ぐ必要がある。また,住み良い環境づくりに向け,自主清掃活動の普及や不法投棄防止対策など，継続した取組が必要となっていることや，事業所は，騒音や水質汚濁，悪臭などを発生しないよう，周辺環境への十分な配慮と防止対策が求められている。

近年，海洋に流出したプラスチックごみによる海洋環境への影響が問題となっており，マイクロプラスチック※1に含有・吸着する化学物質の食物連鎖による魚類等への蓄積など，生態系や本市の基幹産業への影響も懸念されている。

(2)　その対策

・森林・農地・沿岸域を保全し，生物の生息環境の保護・保全に努める。
・スローシティやＥＳＤ※2，ＳＤＧｓ※3の理念の下，地域や学校，各種団体と連携し，環境教育の機会の充実を図る。
・浄化槽の整備等を促進し，排水による河川や海域の水質汚濁防止を図る。
・事業所等に対する公害防止対策の指導・啓発を図る。
・花のみちの植栽や安波山の植樹など，協働による環境保全活動を推進する。
・令和元年９月に策定した気仙沼市海洋プラスチックごみ対策アクションプランに基づき海洋ごみの削減を図る。
・市オリジナルエコバッグの普及を図り，マイバッグ運動を推進する。
・マイボトルステッカーを配布し，マイボトル運動を推進する。
・使用済み漁具の適正な回収や海ごみ回収ステーションの設置など漁業者が処分しやすい方法を検討する。

設定する指標

指標項目	現状（Ｒ６）	目標（R12）	目標設定の考え方
気仙沼市環境美化市民総ぐるみ運動「全市一斉清掃」参加者	11,399 人	12,000 人	現状の 10%増を目指す

(3) 計画（令和８年度～12 年度）

持続的発展施策区分「12　その他地域の持続的発展に関し必要な事項」

事業名 （施設名）	事業内容	事業 主体	備考
(1)過疎地域持続的発展特別事業			
	スローシティの推進	市	
	ＳＤＧｓの推進	市	
	ＥＳＤの推進	市	
	環境教育，環境保全活動の推進	市	
	海洋プラスチック対策事業	市	
	海岸漂着物等地域対策推進事業	市	

※1 マイクロプラスチック　大きさが５ミリメートル以下の微小なプラスチックのことをいう。

※2 ＥＳＤ　Education for Sustainable Development の略で「持続可能な開発のための教育」と訳されている。ＥＳＤの視点に立った学習指導では「持続可能な社会づくりに関わる課題を見い出し，それらを解決するために必要な能力や態度を身に付ける」ことを目標としている。

※3 ＳＤＧｓ　平成 27 年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された 2016（平成 28）年から 2030（令和 12）年までの国際目標であり，「地球上の誰一人として取り残さない」社会の実現を目指し，経済・社会・環境の諸問題を総合的に解決することの重要性が示されている。

（別表）過疎地域持続的発展特別事業一覧

事業計画（令和８年度～12 年度）　過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
１　移住・定住・地域間交流の促進，人材育成	移住・定住	移住・定住等促進事業	市	移住・定住につながる各種支援制度や空き家バンクの充実を図りながら，本市への移住や二地域居住を促すプロモーションとともに移住者への個別支援を行うことにより，移住・定住につなげる。※
		結婚支援事業	市	独身男女に対して，出会いの機会の提供や結婚啓発等を行うとともに，結婚新生活における経済的負担を軽減することで，結婚・出産・子育ての希望の実現を図る。※
	地域間交流	国際交流等推進事業	市	友好都市等との地域間交流事業や国際交流事業等により様々な幅広い分野での連携を強化し活力ある地域づくりを推進する。※
	人材育成	経営人材育成事業	市	時代の潮流や業態転換等について学べる講座を実施し，技術革新や市場環境の変化などにより変革を迫られる経営者を支援し，より一層の産業振興を促す。※
		まちづくり人材育成事業	市	まちづくりの担い手としての意識醸成とまちづくりへの参画機会を創出し，様々な課題解決等に取り組む人材の育成と発掘を行い，コミュニティの活性化を図る。※

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
２　産業の振興	第１次産業	内水面漁業振興対策事業	市	さけふ化放流事業等の推進により，内水面水産資源の保護・増加及び内水面漁業の振興を図る。※
		沿岸漁業振興対策事業	市	磯根資源の保全により漁家経営の向上を図る。※
		沿岸漁業担い手育成支援事業	市	高齢化等に伴い沿岸漁業者が減少していることから，沿岸漁業の担い手確保を図る。※
		漁船漁業担い手育成支援事業	市	新規漁船乗組員の確保及び育成を図る。※
		漁船誘致推進事業	市	漁船表彰式，船主宅訪問，かつお一本釣り漁船乗組員子弟招致事業等により，魚市場への水揚増加を推進する。※
		水産資源活用研究事業	市	「産・学・官」が連携し，地域の水産資源の多角的利用を推進することにより，新たな地域産業の創出と雇用の創造を図る。※
		新規就農者育成総合対策事業	市	次世代を担う経営開始直後の新規就農者を支援し，就農意欲の喚起と就農後の定着を図る。※
		中山間地域等直接支払交付金事業	市	中山間地域における耕作放棄地の発生防止と農地の多面的機能維持のため，５年を１クールとして協定を締結し農業を継続することで，農業生産条件の不利を交付金の交付により補正する。※
		多面的機能支払交付金事業	市	農業の多面的機能を支える共同活動を支援し，担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支え，農地集積を後押しする。また，地域資源（農地，水路，農道等）の質的向上を図る共同活動を支援する。※

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
		農地中間管理事業	市	担い手への農地集積・集約化を推進し，農地の有効利用の継続や農業経営の効率化を進める。※
		鳥獣被害対策事業	市	気仙沼市鳥獣被害防止計画に基づき，鳥獣被害対策実施隊によるニホンジカ・イノシシの捕獲及び防護柵の整備を行うことで有害鳥獣からの農作物への被害軽減を図り，農作物の安定生産を確保する。※
		肉用牛優良子牛保留事業	市	市内産の優良子牛の保留を促進し，生産意欲の向上及び畜産業の振興を図る。※
		森林環境整備事業	市	市有林内の作業道や公共林道などの刈払いを実施し，環境を整備する。※
		森林病害虫防除事業	市	松くい虫の被害拡大を防止し，森林保全を図るとともに，民家・道路周辺などの緊急性の高い被害木を伐倒し，倒木等による被害を防止する。※
		森林整備総合支援事業	市	森林整備事業に基づく事業に対する嵩上げ補助や市内未利用間伐材の運搬作業に対する補助により，私有林の計画的育成による公益的な機能の発揮を推進するとともに，未利用間伐材による再生可能エネルギーの材料安定供給を促進する。※
		市木材需要拡大事業	市	木材の需要拡大を通じて，地域経済の活性化に寄与するとともに木材関連団体の健全な発展に寄与する。※

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
	商工業・６次産業化	商工関係団体育成事業	市	商工会議所等が行う経営改善支援事業等を支援することで，中小企業・小規模企業者の経営の安定化及び地域の活性化を図る。※
		商店街振興奨励事業	市	商店街団体等が行う事業等を支援することにより，市民や観光客の地元商店街への来訪を促進し，商店街振興による地域産業の活性化を図る。※
		事業資金融資事業	市	気仙沼市中小企業等融資あっせん制度の利用者が宮城県信用保証協会に支払う保証料の半額を市が負担することで，中小企業者の金融の円滑化と健全な発展を図る。※
		地場産品販路拡大事業	市	商談会への事業者の参加等を促し，販路拡大を支援する。※
		ローカルファーストの推進	市	域内調達・消費を増やし，域内の資金循環を拡大させることで，地域経済の活性化を図る。※
	企業誘致	企業立地奨励事業	市	企業の育成と誘致に必要な奨励措置等を講ずることにより，産業の振興と雇用の拡大を図る。※
		創造的産業復興支援事業	市	本市で起業する者，又は地域資源等を活用し，新たな事業を展開する事業者を支援することで，新たな産業の創出，雇用の場を創出することにより産業の振興を図る。※

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
		ＩＣＴ関連産業誘致等推進事業	市	「ＩＴベース こはらぎ荘」や「ＩＴベース　大島アスナロウ荘」を核としながら，人口減少対策や新産業創出，地域コミュティの再生の観点から，ＩＣＴ（情報通信技術）関連産業を地域に広げる。※
	観光	観光誘客宣伝事業	市	交流人口の拡大による経済効果を生み出し，「観光で稼げる地域経営」を実現するため，気仙沼観光推進機構の意思決定に基づき実施する観光施策の推進と実働体制の整備等を図る。※
		観光まちづくり支援事業	市	地域観光資源を活用した観光まちづくり事業に要する経費について，事業を実施する民間事業者や市民団体等に対し，観光魅力創造事業補助金を交付することにより，活力ある地域づくりや魅力ある観光地づくりを推進する。※
		観光誘導サイン設置事業	市	観光客の利便性向上とともに市内観光エリアの周遊性を高めることにより，さらなる観光誘客と賑わいの創出を図る。※
		三陸ジオパーク推進事業	市	本地域の貴重な地形・地質等について，地域が一体となった取組により保全し，それを研究や教育に生かし，さらにツーリズムに活用して観光振興を図る。※
	その他	市民の森・徳仙丈山等環境整備事業	市	保護，風致機能の充実を図り，市民の森林浴や野外レクリエーションの場として気軽に楽しめる環境を創出する。※

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
		国際リニアコライダー誘致推進事業	市	国際リニアコライダー（ＩＬＣ）の東北への誘致を推進するとともに，関連産業の誘致及び育成を図り，もって地域経済の活性化に寄与する。※
３　地域における情報化	デジタル技術活用	行政手続オンライン化推進事業	市	住民の利便性向上と行政運営の簡素化・効率化のため，行政手続のオンライン化を順次進める。※
		ローカルＤＸ推進事業	市	市内事業者のデジタル化による生産性向上等を目指すため，ローカルＤＸの取組を推進する。※
		新庁舎情報通信ネットワーク構築事業	市	新庁舎において情報通信ネットワーク設備を構築し，安定した行政運営を図る。※
４　交通施設の整備，交通手段の確保	交通施設維持	市道等環境整備事業	市	交通安全と快適な道路環境を保持するため，道路の環境整備を図る。※
		農道環境整備事業	市	生産基盤として適切な整備と維持管理を図る。※
		林道環境整備事業	市	生産基盤として適切な整備と維持管理を図る。※
		街路防犯灯整備事業	市	通学路等に街路防犯灯を整備し，夜間における歩行者等の安全な通行を確保するとともに，犯罪の防止を図る。※
	公共交通	地域公共交通確保対策事業	市	市内における通院・通学・買い物等，移動手段の確保，維持を図る。※
５　生活環境の整備	生活	コミュニティＦＭ放送事業	事業者	地域に密着した情報をタイムリーに提供できる市内のコミュニティＦＭを活用し，市政情報を発信するほか，災害時などの情報伝達手段として活用し，市民サービスの向上を図る。※

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
		ケーブルテレビ放送事業	事業者	地域に密着した情報をタイムリーに提供できる市内のケーブルテレビを活用し，市政情報を発信するほか，災害時などの情報伝達手段として活用し，市民サービスの向上を図る。※
	環境	資源化物リサイクル奨励事業	市	資源化物を回収して資源回収業者に売却した市内の団体にリサイクル奨励金を交付することにより，ごみの排出抑制と減量化を図る。※
	危険施設撤去	不良住宅空家除却費補助事業	市	倒壊や破損により，周囲に被害を及ぼすおそれがある不良な住宅の除却を促進し，市民の安全で安心な住環境の向上を図る。※
	防災・防犯	洪水ハザードマップ等作成事業	市	浸水想定区域のマップ見直しを行い，周知することにより，安全な避難体制の強化及び防災意識の啓発を図る。※
		津波ハザードマップ等作成事業	市	浸水想定区域のマップの見直しを行い，周知することにより，安全な避難体制の強化及び防災意識の啓発を図る。※
６　子育て環境の確保，高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	児童福祉	子育て支援事業	市	子どもを持ち育てる世代が安心して子育てできる持続可能な生活環境を構築するため，子育て支援施策を展開する。※
		放課後児童健全育成事業	市	小学校の放課後に，保護者の労働，疾病その他の事由により，適当な養護者が得られない児童の健全な保護育成を行うため，小学校敷地内の専用施設や小学校の余裕教室等を利用した学童保育センターを開設し，適切な遊び及び生活の場を与え，その健全な育成を図る。※

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
	高齢者･障害者福祉	障害者地域生活支援事業	市	重度心身障害者に対し，タクシー料金，自動車燃料費用の一部を助成することにより，障害者の社会参加を促進し福祉の向上を図る。※
		福祉バス事業	市	市内の社会福祉関係団体等が行う福祉活動の促進と社会参加の助長を図る。※
		敬老祝金支給事業	市	本市に住所を有する高齢者に対して敬老の意を表し，福祉の増進に寄与する。※
		老人クラブ育成事業	市	老人クラブ等に助成を行うことにより，高齢者の生活を健全で豊かなものとし，その福祉の増進を図る。※
		ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業	市	在宅のひとり暮らし高齢者等に対し，急病などの緊急事態が発生した場合に備え，安心して生活できるよう支援する。※
		高齢者等生活支援・生きがい健康づくり事業	市	在宅の要援護高齢者とその家族介護者及び要援護高齢者以外の在宅の高齢者に対し，介護予防及び生きがい対策を講ずるとともに，生活支援サービスを提供することにより，自立と家族の負担を軽減し，もって介護予防生きがい活動支援の拡充を図る。※
		介護マンパワー確保対策事業	市	介護サービス・障害福祉サービス事業所を運営する法人に対し，新規職員の採用等を支援し，人材不足の解消を図る。※

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
		社会福祉法人等による介護保険利用者負担額軽減制度事業	市	社会福祉法人等が，要介護被保険者等のうち生計困難者等に対して，訪問介護等の介護保険サービスの利用者負担額を軽減した場合に，市が軽減を行った社会福祉法人等に対して助成金を交付することにより，利用者負担の軽減を促進し，もって介護保険サービスの継続的な利用の促進を図る。※
	健康づくり	各種健康診査	市	生活習慣病等の早期発見及び早期対応を図るため，各種健康診査を実施し，市民の健康づくりを推進する。※
	その他	子ども医療費助成事業	市	子どもの医療費の一部を助成することにより，子どもの適正な医療機会の確保及び子育て家庭における経済的負担の軽減を図る。※
		母子保健事業	市	妊娠前後，出産，新生児・乳幼児期等を通じて切れ目のない母子保健対策を講じ，乳幼児の健康保持増進，育児の支援体制の充実を図るとともに，安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを推進する。※
		予防接種助成事業	市	予防接種を実施し，感染症予防及びまん延防止することによって，市民の生命と健康を守る。※
		社会福祉団体助成事業	市	社会福祉団体に対して，地域福祉活動推進に係る費用を助成することにより，地域福祉活動を推進する。※

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
7　医療の確保	その他	地域医療確保対策事業	市	日曜・祝日，夜間・休日における市民の急病・急患に対する医療を確保する。また，患者輸送バスの運行により，へき地住民の医療受診の利便性を図る。※
8　教育の振興	義務教育	教育施設等環境改善事業	市	学校施設や教具・教材を適切に管理し，児童・生徒の安全・安心な教育環境を確保する。※
		特別支援教育支援員配置事業	市	学習支援を行う支援員を配置し，支援が必要な児童生徒等の教育の充実を図る。※
		スクールバス運行事業	市	小中学校の統合に伴い遠距離通学となる児童・生徒の通学手段を確保する。※
		外国語指導事業	市	各校へＡＬＴを配置し，小中学校における英語力の向上を図る。※
		教育サポートセンター運営事業	市	気仙沼市教育サポートセンターを設置し，不登校支援等に関する機能強化を図る。※
	生涯学習･スポーツ	図書館サービス拡充事業	市	夜間開館，移動図書館等により，図書館サービスの向上を図る。※
		スポーツ振興事業	市	スポーツ活動の奨励とスポーツ環境の整備を図り，市民スポーツの振興を通じた，活力あるまちづくりを推進する。 ※
	その他	協働教育プラットフォーム事業	市	家庭・地域・学校・行政が協働し，学校，公民館等の社会教育施設や地域の社会教育資源等を活用しながら，学びの機会を推進することにより，学びを通した地域コミュニティづくりと地域全体で子どもを育てる体制づくりを図る。※

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
		家庭教育支援事業	市	子育てほっとサロン，就学期子育て講座の開催により，家庭教育支援を推進する。※
9　集落の整備	集落整備	コミュニティ組織育成事業	市	住民自治組織の主体的な活動を支援し，コミュニティの維持や充実を図る。※
10　地域文化の振興等	地域文化振興	文化芸術振興事業	市	文化財保護や文化振興事業により，地域文化の振興を図る。※
		気仙沼スローフード都市推進事業	市	地元食材を利用した料理を通じ，地元の食文化への関心を高め，家族内のコミュニケーションを図ることを目的に開催するプチシェフコンテストなどを支援し，スローシティ・スローフード推進を図る。※
		文化財保護・継承事業	市	文化財の現状を把握し，その保存・活用と市民の文化財に対する理解及び愛護意識の高揚を図る。※
11　再生可能エネルギーの利用の推進	再生可能エネルギー利用	住宅用スマートエネルギー設備普及促進事業	市	脱炭素社会の構築に向け，住宅用の創エネ，蓄エネ，省エネ設備の普及を促進し，家庭における二酸化炭素排出量の削減を図るとともに，災害時の電源確保等に寄与する。 ※
		再生可能エネルギーの利用拡大及びエネルギーの地産地消の推進	市，事業者	民間事業者と連携し，再生可能エネルギーの利用拡大とエネルギーの地産地消を推進する。※
		2050 気仙沼カーボンニュートラルの推進	市	省エネや再生可能エネルギーを活用し，市域での二酸化炭素排出実質ゼロを達成するため，「2050 気仙沼カーボンニュートラル」を推進する。※

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
12　その他地域の持続的発展に関し必要な事項		スローシティの推進	市	スローシティ認証された生活スタイル，自然に囲まれた中での悠久のリズムを誇りに思い，地域固有かつ多様な食文化と，それを育む人や自然，歴史，文化等を大切にし，次世代に継承する。※
		ＳＤＧｓの推進	市	市民や地域，企業，行政など，様々な主体や分野において，ＳＤＧｓの取組を推進し，本市ならではの豊かさを次世代につなげる持続可能な社会の構築を目指す。※
		ＥＳＤの推進	市	周囲との調和とつながりを大切に，創造力に富み，持続可能な社会の担い手づくりを目指し，ＥＳＤを推進する。※
		環境教育，環境保全活動の推進	市	スローシティやＥＳＤ，ＳＤＧｓの理念の下，地域や学校，各種団体と連携し，体験型の環境教育活動を行うなど，環境教育の機会の充実を図るとともに環境保全活動を推進する。※
		海洋プラスチック対策事業	市，推進会議	市海洋プラスチック対策推進会議が策定したアクションプランに基づき，関係団体や機関と協力しながら海洋プラスチックごみ対策を着実に実施し，海洋環境の保全を図る。※
		海岸漂着物等地域対策推進事業	市	気仙沼湾や漁港，海水浴場等の浮遊・漂着ごみ等を回収し適正に処分することで，海岸等の良好な景観及び環境の保全を図る。※

※ 地域の持続的発展に資するもの，かつ，その効果が一過性でなく将来に及ぶ事業